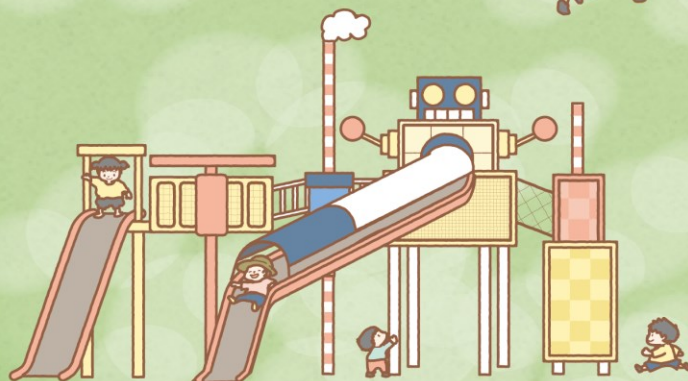


第三期

大竹市 子ども・子育て支援 事業計画



令和7年3月
大竹市



目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 市民意見の計画への反映	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本目標	5
3. 計画の体系	7
第3章 子ども・子育てを取り巻く現状	8
1. 教育・保育施設事業などの状況	8
2. 地域の状況	14
3. ニーズ調査結果	22
第4章 第二期計画の評価と今後の課題	31
1. 第二期計画の評価	31
2. 課題の整理	33
第5章 施策の展開	35
1. すべての子どもが健やかに成長できるまち	35
2. すべての親が子育ての喜びを実感できるまち	44
3. 地域と市民が「子どもの育ち」と「子育て」に寄り添い、支えるまち	51
第6章 量の見込みと確保方策	53
1. 教育・保育提供区域の設定	53
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	55
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57

第7章 計画の推進体制 67

1. 計画の推進体制の強化 67
2. 計画の点検・評価..... 67

第8章 資料 68

1. 大竹市附属機関設置に関する条例 68
2. 大竹市子ども・子育て会議委員名簿 70
3. 計画策定の経緯..... 71

はじめに

本市では、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成 27（2015）年 3 月に「第一期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2（2020）年 4 月に「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまでさまざまな子育て支援に取り組んできました。

昨今、少子化の進行や先行き不透明な経済情勢などを背景とした子ども・子育て世帯を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、母親の就業率の上昇、幼児教育・保育の無償化などの影響により、保育ニーズは依然高い状況にあります。また、子どもの貧困や児童虐待の問題なども深刻化しており、様々な子育て支援策や、高度な専門性が要求される児童福祉・母子保健の一体的な取組が求められています。

一方、国においては、令和 5（2023）年に「こども基本法」を施行し、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現のため、これまで以上に社会全体で、子どもに関する施策を推進していくことを求めています。

こうした状況の中、本市では、『子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）」～』を基本理念とし、「すべての子どもが健やかに成長できるまち」「すべての親が子育ての喜びを実感できるまち」「地域と市民が『子どもの育ち』と『子育て』に寄り添い、支えるまち」を基本目標とした本計画を策定いたしました。本計画に沿って子どもたちの健やかな成長と子育てを支えるとともに、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるよう様々な施策を展開し、総合的な支援に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、多大なるご尽力をくださいました大竹市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などにご協力くださいました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

大竹市長 入 山 欣 郎

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子育てをしたいまち おおたけ ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）～」』の基本理念の下、「すべての子どもが健やかに成長できるまち」、「すべての親が子育ての喜びを実感できるまち」、「地域と市民が共に子育てを喜び合えるまち」を目指して各種取組を推進してきました。

その結果、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み（ネウボラ）の構築・実施や保育施設の再編・統合による多様な保育ニーズへの対応など、一定の成果があがった一方で、子どもたちが安心しておもいっきり遊べる遊び場の確保や社会的に配慮が必要な子どもに対する支援の充実、医療体制や相談・情報提供体制の充実など、依然として多くの課題も残されています。

また、共働き世帯の増加を背景とした子育て負担の増加など、近年になって新たに対応すべき課題も生じています。

こうした状況の中、わが国では、こども家庭庁の創設とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、国や県、市町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を総合的に進めることを目指し、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

本市では、このような背景を踏まえ、国や県の方針と歩調を合わせ、子育てに関する取組をさらに力強く推進するため、この度、「第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、保護者、地域社会、事業者、行政が連携して本計画を着実に推進し、本計画の基本理念『子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）」～』の実現に向けて、各種環境整備を推進してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画と一体的に策定します。

また、国の示す「基本指針」や県の「ひろしま子どもの未来応援プラン」、本市の上位・関連計画と整合のとれた内容として策定します。

【国の指針】

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針
- ・次世代育成支援推進法に基づく行動計画策定指針

【県の計画】

- ・ひろしま子どもの未来応援プラン

【大竹市の計画】

○上位計画

- ・大竹市まちづくり基本構想等
- ・大竹市地域福祉計画

○関連計画

- ・大竹市介護保険事業計画
- ・大竹市高齢者福祉計画
- ・大竹市障害者基本計画
- ・大竹市障害福祉計画
- ・大竹市障害児福祉計画
- ・大竹市健康増進計画
- ・大竹市食育推進計画



第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、今後の国や市を取り巻く社会状況の変化に対応するため、必要に応じて、子ども・子育て会議などでの審議を経て計画の見直しを行うこととします。

《計画の期間》

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第二期大竹市 子ども・子育て支援事業計画									
					第三期大竹市 子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

本計画の「子ども」とは、乳幼児から 18 歳未満または高等学校卒業までの児童・生徒とし、市内のすべての子どもと子育て世帯を対象とします。

5. 市民意見の計画への反映

本計画の策定に際しては、市民の意見を計画に反映するとともに、計画策定過程に関する情報公開を行うため、次のことを実施しました。

《市民意見の反映に向けた実施内容》

実施内容	概要
「子ども・子育て会議」の開催	子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表、学識経験者などで構成された会議であり、関係者が計画策定プロセスに直接かわり、子ども・子育て支援に関する施策等に関する意見を計画に反映させるための仕組みです。 本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議を計 6 回開催し、計画策定に関する協議・検討を行いました。
ニーズ調査の実施	本計画の策定にあたり、生活の実態や子育ての状況、子育て支援サービスに対するニーズ等を詳細に把握するため、「就学前児童」と「小学生児童」のいずれか（または両方）を扶養している世帯を対象として「ニーズ調査」を実施しました。
パブリックコメントの実施	計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（市民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・保護者・地域
みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ
～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）」～

本市ではこれまで、第一期・第二期の「大竹市子ども・子育て支援事業計画」の策定・推進を通じて、子どもたちが健やかに成長し、保護者が子育てに喜びと生きがいを感じられる環境づくりに取り組んできました。

しかし、共働き世帯や核家族の増加、地域でのつながりの希薄化、価値観の多様化など、社会情勢の変化等を背景に、次のような課題が残されています。

- 子育てに対する不安や負担の軽減
- きめ細かい子育て支援の充実
- 子どもたちが安全で自由に遊べる場所の整備

このような状況を踏まえ、本計画では基本理念を「子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ ～みんなでつくろう『おおたけ子育て好循環（サイクル）』～」とし、本理念の実現に向けて実施すべき各種取組を定めました。

今後は、大竹市全体で計画を着実に推進し、地域の温かな応援が保護者に安心を与え、保護者の愛情が子どもたちの健やかな成長を支え、子どもたちの笑顔が地域に活力を生み出す、そんな子育てを中心とした地域の「好循環」を築いていきます。

そして、すべての人が「大竹市で子育てをしたい」、「大竹市で子育てを続けたい」と思える地域づくりを目指します。

2. 基本目標

本計画の基本理念『子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまちおおたけ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環(サイクル)」～』の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定しました。

なお、国の基本指針においては、「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」において、「子どもの育ち」、「子育て」、「地域社会」の3つの視点の重要性が示されていることから、国の子育て施策との連携に配慮し、この3つの視点を踏まえて基本目標の設定を行いました。

基本目標1 すべての子どもが健やかに成長できるまち

国の基本指針では、子どもの育ちに関する理念として、「一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である」とうたわれています。

しかしながら、ニーズ調査の結果からは、障害などの配慮が必要な子どもが安心して暮らせる環境や小児医療体制の整備等について多くの方が十分でないと感じているなど、今後改善すべき点も多く残されています。

このため、安心して妊娠・出産できる環境の整備や小児医療体制の充実などの母子の健康づくりを推進するとともに、障害のある児童や要保護児童など社会的配慮の必要な子どもへの支援の充実や教育・保育の充実、子どもたちの遊び場の確保など、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりに向けた取組を推進します。

基本目標2 すべての親が子育ての喜びを実感できるまち

国の基本指針では、「子ども・子育て支援とは、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである」とうたわれているように、すべての親が子どもと向き合いながら子育ての喜びを実感できるための環境整備が求められています。

本市では、女性就業率の上昇などを背景に多くの方が仕事と子育ての両立に向けた支援を必要としており、また、子育てに関して様々な悩みを抱えている方、経済的な支援を必要としている方なども数多く存在します。

このため、相談支援体制や情報発信の充実・強化、経済的負担の軽減に向けた子育て支援の充実に取り組むとともに、仕事と家庭を両立できる環境の整備に向けて、保育サービスの充実や児童の安全・安心な居場所づくり等の取組を推進します。

基本目標３ 地域と市民が「子どもの育ち」と「子育て」に寄り添い、

支えるまち

国の基本指針では、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割として、「地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。」とうたわれています。

しかしながら、本市においては、子どもが安心しておもいっきり遊べる遊び場や安全な道路等の環境整備が十分でなく、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれないための対応も必要とされています。また、地域全体で子どもたちの健やかな成長と子育てをあたたく見守り、支えるための意識の醸成を図る必要もあります。

このため、子育て世帯を支える啓発活動に取り組むとともに、交通安全・防犯活動や遊び場・交流の場づくりを推進し、子育てに優しい生活環境の整備を推進します。

また、子どもの意見を聞く仕組みについて今後検討し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

3. 計画の体系

基本理念

子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ
 ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環^{サイクル}」～

基本目標	基本方針	施策の柱
1. すべての子どもが健やかに成長できるまち	(1) 母子の健康づくり	① 安心して妊娠・出産できる環境の整備 ② 母子保健の充実 ③ 食育の推進 ④ 小児医療体制の確保・充実
	(2) 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	① 児童虐待・DV 防止対策・要保護児童支援の推進 ② 障害のある児童などへの支援
	(3) 健やかな次世代の育成	① 幼児教育・保育の推進、小中学校との連携促進 ② 小中学校教育の推進 ③ 青少年の健全育成
2. すべての親が子育ての喜びを実感できるまち	(1) 子育て支援の充実	① 相談・支援体制の充実 ② 情報発信の充実・強化 ③ 遊びの場・学びの場づくり ④ 経済的負担の軽減
	(2) 仕事と家庭の両立支援	① 保育体制・保育サービスの充実 ② 児童の安全・安心な居場所づくり
3. 地域と市民が「子どもの育ち」と「子育て」に寄り添い、支えるまち	(1) 子育てにやさしい生活環境の整備	① 子育てバリアフリー化 ② 交通安全・防犯活動の推進 ③ 多世代の交流の場づくり

1-2. 児童福祉に関する事業所

本市には、児童福祉に関する事業所として、障害児を対象としたサービス事業所及び社会的養護施設が計 13 施設存在します。



1-3. 経済的支援の状況（令和7年3月末時点）

本市で行っている経済的支援事業は次のとおりです。

事業名	事業内容
幼児教育・保育の無償化	未就学児の保護者の経済的負担軽減のため、国の基準に沿って、保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業や、幼稚園・認定こども園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、認可外保育施設などを利用する際の保護者負担金（保育料・利用料）の無償化を行っています。（※大竹市ホームページ参照。）
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、0歳から高校生年代の児童を養育している人に手当を支給しています。 【支給月額】令和6年10月以降 第1子、第2子 … 3歳未満：15,000円、3歳以上：10,000円 第3子以降 … 30,000円 ※監護担当・生計費負担のある大学生年代までの子を最年長者から第1子、第2子、第3子…と数えます。
児童扶養手当	父親または母親と生計を同じくしていないひとり親家庭等の児童や、母親または父親が一定の障害の状態にある児童に対する福祉の増進を図るため、手当を支給しています。 【支給月額】令和6年11月以降 45,500円～10,740円／人 ※所得制限あり 第2子以降は10,750円～5,380円／人 加算
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童を監護している方に対して、障害のある児童の福祉の増進を図るため、手当を支給しています。（申請の受付・受給資格の認定などの手続きは市で行い、審査・手当の支給は広島県が行います。） 【支給月額】令和6年4月以降 〔障害等級1級〕55,350円／人 〔障害等級2級〕36,860円／人 ※所得制限あり
障害児福祉手当	重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に手当を支給しています。 【支給月額】令和6年4月以降 15,690円 ※所得制限あり
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の生活の安定と、保健の向上に寄与するため、医療費の助成を行っています。 【受診時一部負担金】 医療機関ごとに1日500円。薬局は不要。※所得制限あり ただし、1医療機関につき通院は月4日まで、入院は月14日まで本人負担。

事業名	事業内容
高等職業訓練 促進給付金	ひとり親家庭の保護者の就労支援や生活の安定のため、就労に必要な資格（看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、調理師ほか）の取得のための養成訓練の受講期間中の生活手当として給付金を支給しています。 【支給金額】 ・訓練促進給付金（市民税非課税世帯）月額100,000円 （その他の世帯）月額 70,500円 ※最終学年の場合、4万円上乗せ支給あり。 ・修了支援給付金（市民税非課税世帯）50,000円 （その他の世帯）25,000円 【支給期間】最長4年 ※修了支援給付金は養成機関の受講修了時のみ。
自立支援教育訓練 給付金	ひとり親家庭の保護者の職業能力の開発・向上に資する教育訓練講座の受講に必要な費用に対して給付金を支給します。 【支給金額】 対象講座受講のために支払った費用（教育訓練費）の60%相当額 ※上限20万円。ただし12,000円以下の場合は支給しない。
特定者用定期 乗車券購入助成	児童扶養手当を受給している方が、通勤のためにJ Rの通勤定期券を購入する際に3割引になる証明書を発行します。
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を無利子または低利子で行います。（貸付の相談、受付などは市で行い、審査・決定などは広島県が行います。） 【貸付金の種類】 修学資金、修業資金、生活資金、技能習得資金、就学支度資金、就職支度資金など
就学援助	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費などの援助を行います。
奨学金貸付事業	就学を支援するとともに、有用な人材育成を図るため、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金の貸与を行います。
出産・子育て 応援給付金	妊娠中から出産・子育て期までを安心して過ごしていただけるように「伴走型支援」を行い、併せて、経済的支援として、出産・子育て世帯に10万円（妊娠時に5万円・出産時に子ども1人あたり5万円）を給付しています。
こども医療費助成	子どもに伴う医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子育てに係る経済的負担の軽減を手助けすることで、子どもが健やかに育成することができるようにするため、医療費の助成を行っています。 【受診時一部負担金】 医療機関ごとに1日500円。薬局は不要。 ただし、1医療機関につき通院は月4日まで、入院は月14日まで本人負担。

事業名	事業内容
おむつ等宅配事業	生後2か月～満3歳（誕生月）の乳幼児のいる家庭に対し、子育て経験のある配達員が2か月に1回、乳幼児1人あたり3,300円相当のおむつやおしりふき等を届け、母子の健康状態の確認や相談対応、子育ての情報提供を行います。
妊産婦健康診査等支援事業	安心して出産に備えることができるよう、出産費用などの一部を助成します。妊婦健康診査の受診回数に応じて助成することにより、妊婦健康診査の受診を促し、より安全な出産が行えるよう支援します。

1-4. 保健・医療の状況

本市における保健・医療の事業は、次のとおりです。

■乳幼児健康診査

事業名	主な内容	備考
乳児健康相談 (4か月児健診)	● えほんでハートフル ● 身体測定 ● 内科診察 ● 栄養相談	対 象：4か月児 個別通知：あり 会 場：にじいろこども園
1歳6か月児健診	● ブラッシング指導（希望者のみ） ● 身体測定 ● 内科・歯科診察 ● 栄養相談 ● 心理士による発達相談	対 象：1歳6か月児 個別通知：あり 会 場：にじいろこども園
3歳児健診	● 尿検査 ● 身体測定 ● 内科・歯科診察 ● 視機能検査（スポットビジョンスクリーナー） ● 栄養相談 ● 心理士による発達相談	対 象：3歳7か月児 個別通知：あり 会 場：にじいろこども園

■小児医療関係事業

事業名	事業内容
休日診療所運営 事業・在宅当番医制 運営事業	市民の安心を増すため、休日における急病者に対する診療・応急措置を行っています。（通常の診療はおおむね15歳以上。年末年始の診療は小児科医による診療あり。） 在宅当番医制運営事業は大竹市医師会に委託し、専門的な診療が受けられるようにしています。
# 7119 救急相談センター	24時間365日体制で圏域内の住民からの電話に対し、急な病気やケガで救急車を呼ぶか、医療機関を受診すべきか迷った際に、相談員（看護師）が電話で聞きとった相談者の訴えや症状に基づき緊急度を判定します。その結果、119番への転送またはかけ直しの要請や助言などを行います。
# 8000 小児救急医療 電話相談 (こどもの救急電話相談)	夜間に子どもが急病になったときに、相談員（看護師）が、受診の必要性やご家庭でできる応急処置などを電話でアドバイスします。 【対応時間】 毎日19：00～翌朝8：00

2. 地域の状況

2-1. 人口の推移

全国的に人口減少が進む中、本市の人口も減少傾向で推移しており、令和6年は25,551人と令和2年からの4年間で4.5%減少しています。また、本市の人口は、令和11年には23,232人になると推計されており、令和6年に比べて9.1%減少する見込みとなり、減少幅の拡大が予想されています。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は、令和6年は2,663人と前年に比べて137人減っており、過去4年間で最も減少数が多くなっています。また、令和11年の推計では1,988人と、令和6年に比べて675人減少する見込みとなっており、今後、年少人口の減少ペースが速まることが予想されています。

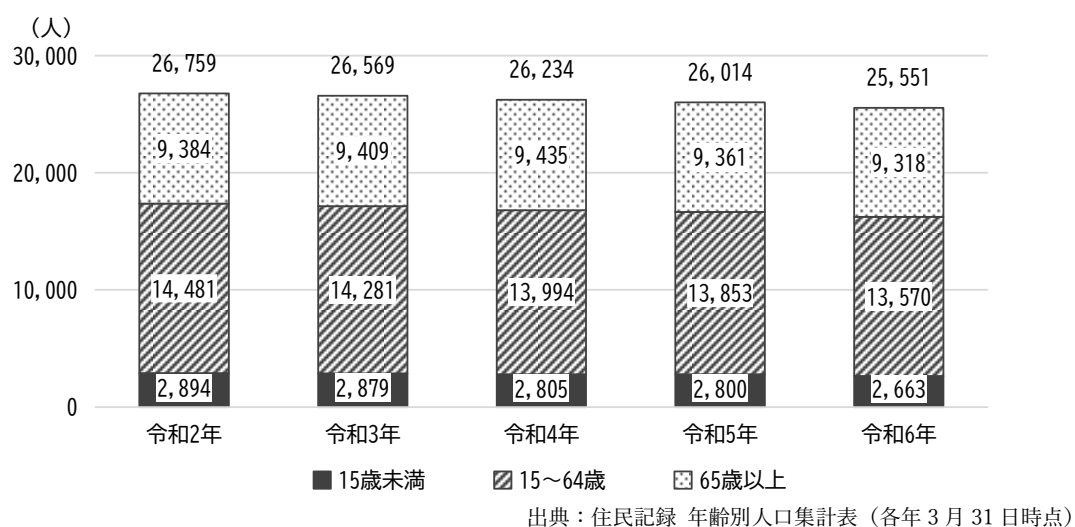


図 人口の推移

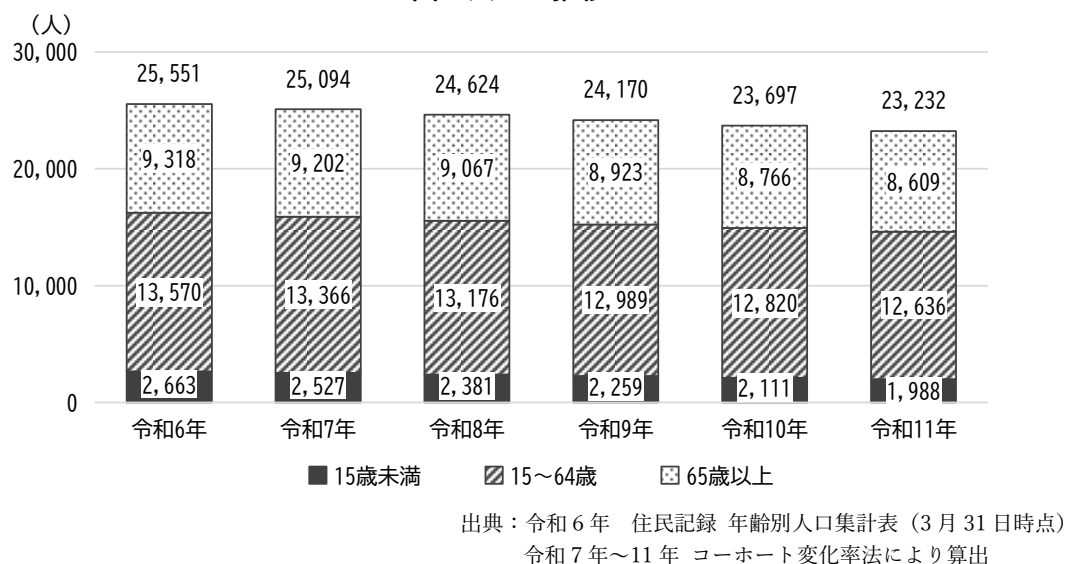


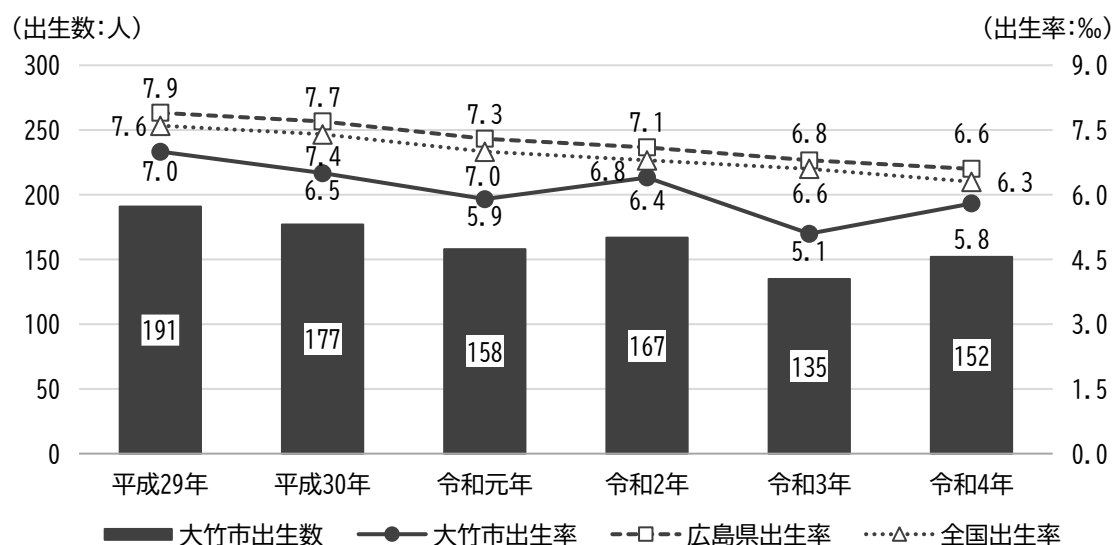
図 人口の推移（推計）

コーホート変化率法：「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去の実績人口の推移から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2-2. 出生の状況

出生数・出生率(※1)は、ともに令和2年に一度増加に転じたものの、令和3年には再び減少しています。平成29年から令和3年にかけて、出生数は191人から135人へと56人、出生率は7.0‰から5.1‰へと1.9‰減少しています。

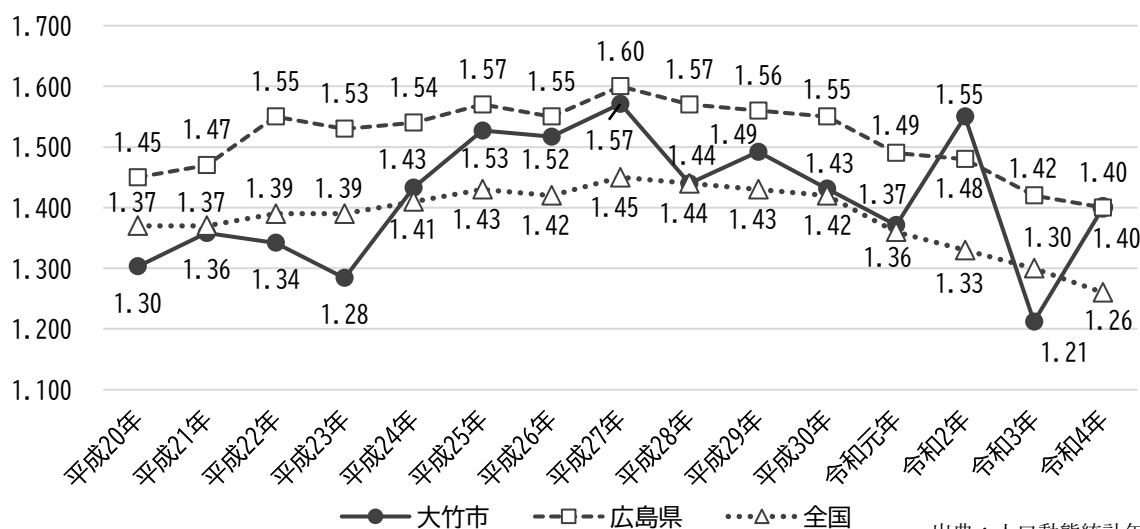
合計特殊出生率(※2)をみると、平成24年以降は全国平均よりも概ね高い値で推移していましたが、令和3年では全国平均を下回っています。令和2年は一時的に増加して1.55となり、全国平均、広島県平均を上回ったものの、令和3年は1.21と平成20年以来最も低い数値となっています。



出典：人口動態統計年報

図 出生数と出生率の推移

※1：出生率とは、人口1000人当たりの1年間の出生児数の割合のことです。



出典：人口動態統計年報

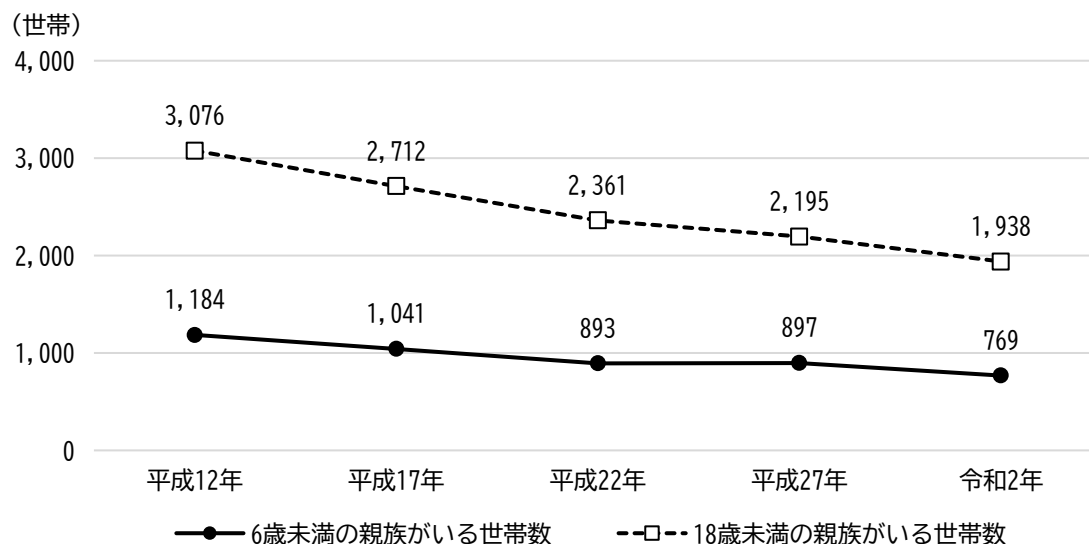
図 合計特殊出生率

※2：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の各年齢の出生率を合計し、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計したものです（一人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）。

2-3. 子どものいる世帯数

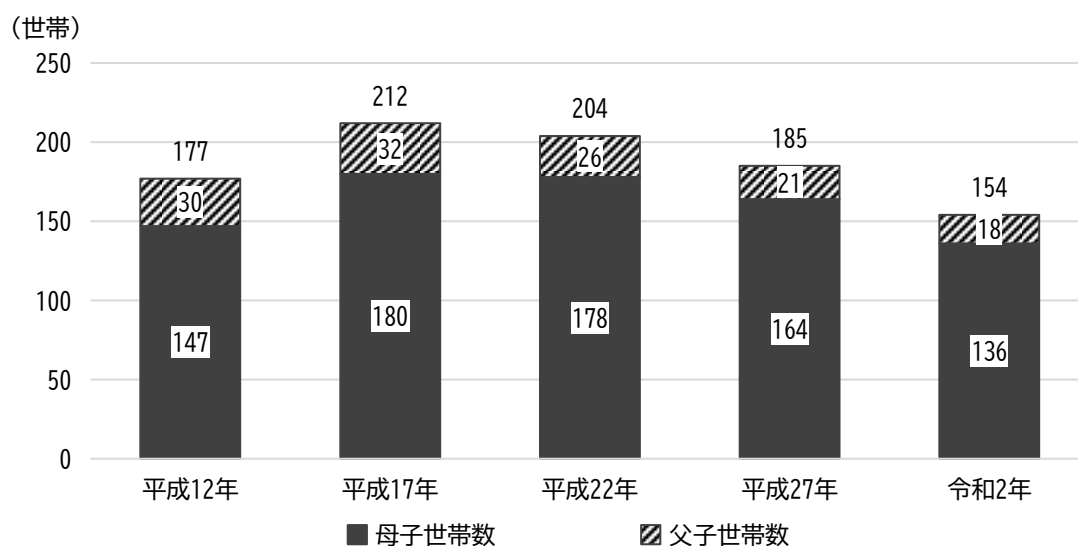
子どものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。平成12年から令和2年にかけて、18歳未満の親族がいる世帯数は3,076世帯から1,938世帯へと、6歳未満の親族がいる世帯数は1,184世帯から769世帯へと、それぞれ約37%、約35.1%減っています。

ひとり親世帯数は、母子世帯・父子世帯とも平成22年以降は減少傾向で推移しています。令和2年では、母子世帯数が136世帯、父子世帯が18世帯と合計で、154世帯がひとり親世帯となっています。



出典：国勢調査

図 子どものいる世帯数の推移



出典：国勢調査

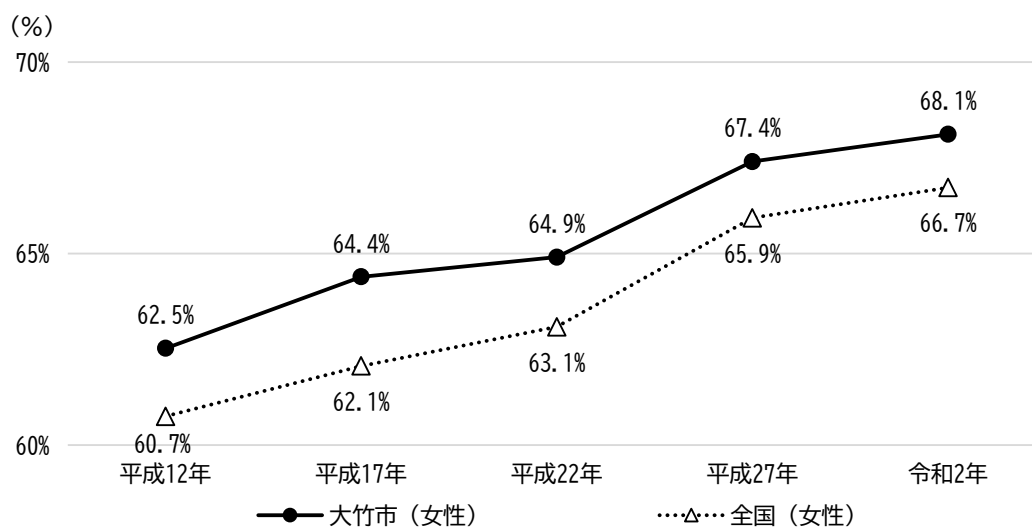
図 ひとり親世帯数の推移

2-4. 女性の就業状況

女性（25～44 歳）の就業率は、この 20 年間全国平均を上回る形で上昇の一途をたどっており、令和 2 年には 68.1%となっています。

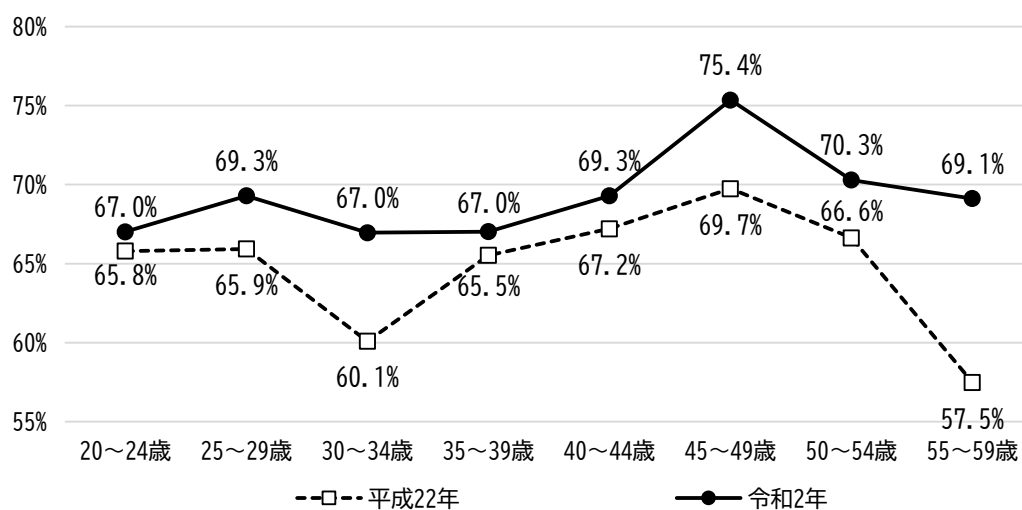
また、年齢別就業率について、平成 22 年と令和 2 年の状況を比較すると、令和 2 年ではすべての年齢階級で就業率が平成 22 年を上回っています。

令和 2 年の特徴的な傾向としては、平成 22 年において就業率が低かったいわゆる「M 字カーブ」の谷の部分である「30～34 歳」の就業率が上昇した点や、「45～49 歳」及び「55～59 歳」の就業率が上昇した点が挙げられます。



出典：国勢調査

図 女性の就業率（25～44 歳）の推移



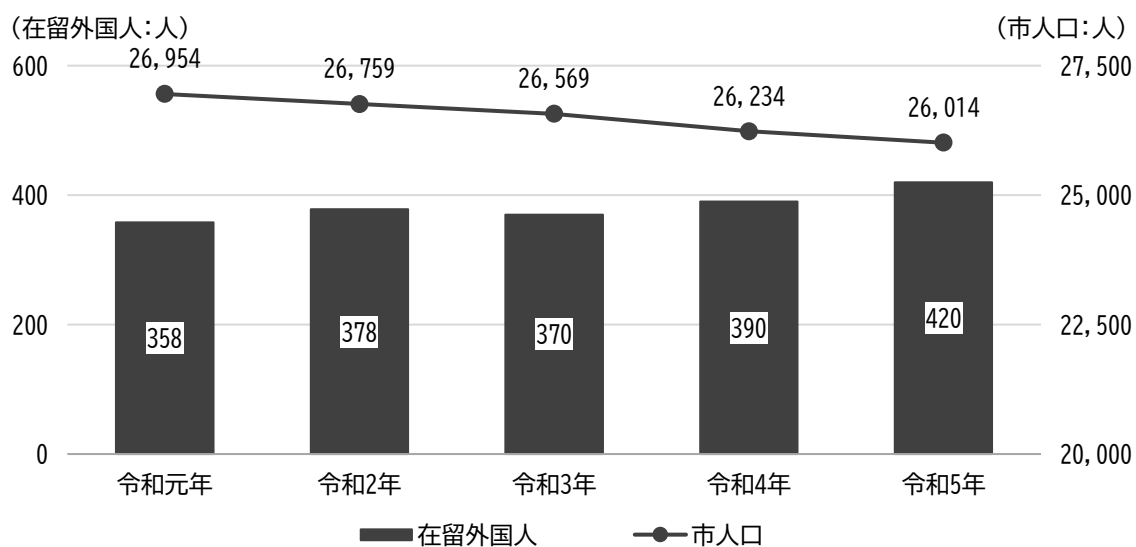
出典：国勢調査

図 年齢別就業率の年次比較

2-5. 在留外国人数の推移

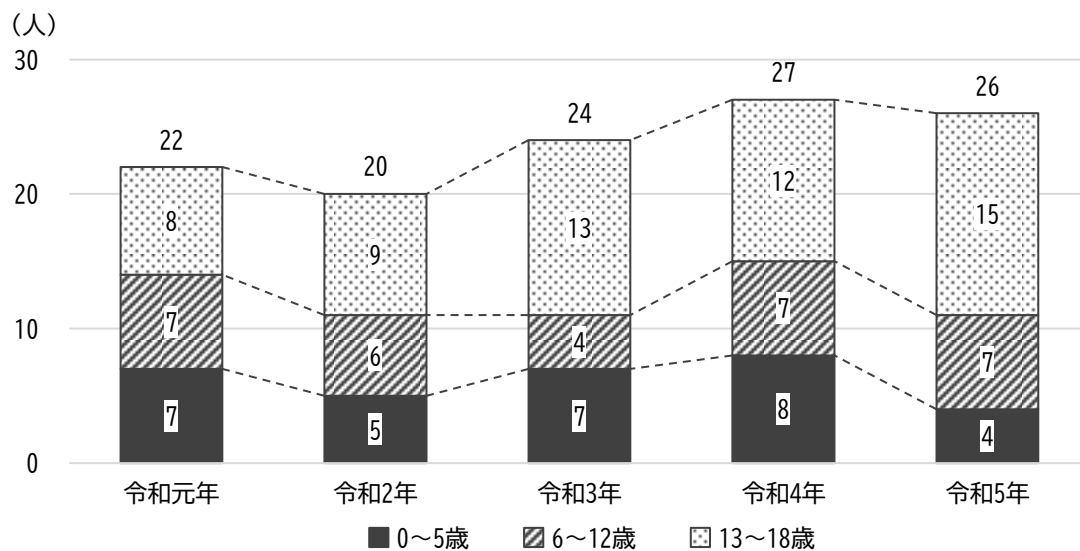
在留外国人数は概ね微増傾向で推移しており、令和5年は420人と過去5年間で最も多くなっています。なお、全人口に占める在留外国人の割合は1.6%となっています。

在留外国人の子どもの数についても微増傾向で推移しており、令和5年は26人となっています。このうち、13歳～18歳の中学生以上は15人と半数を占めています。



出典：住民記録 年齢別人口集計表（市人口は各年3月31日時点、在留外国人数は各年12月31日時点）

図 在留外国人数の推移



出典：住民記録 年齢別人口集計表（市人口は各年3月31日時点、在留外国人数は各年12月31日時点）

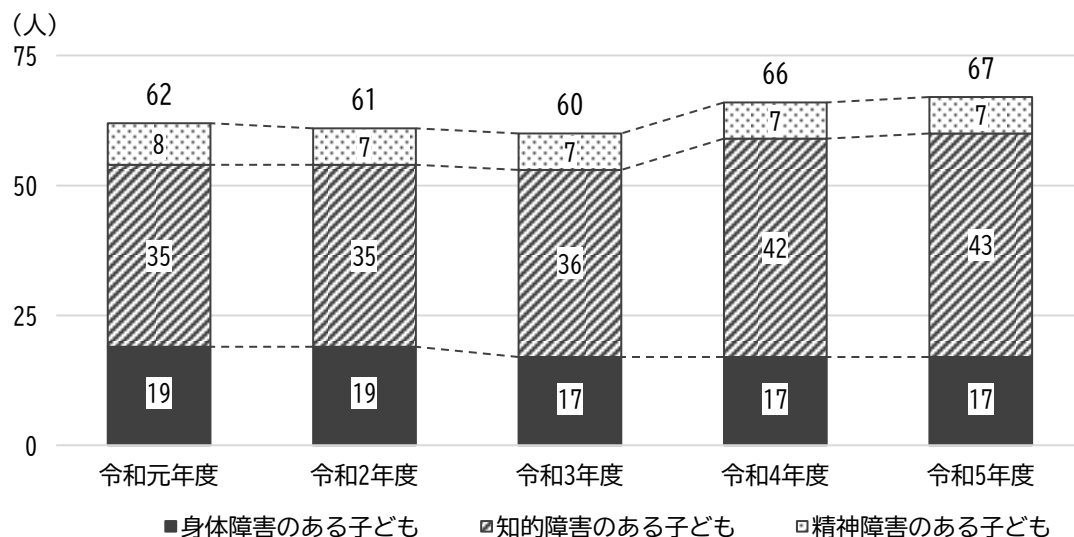
図 在留外国人の子どもの数の推移

2-6. 障害のある子どもの状況

(1) 障害のある子どもの人数

障害のある子どもの人数は微増傾向で推移しており、令和5年度は67人となっています。

このうち知的障害のある子どもは43人と全体の約6割を占め、身体障害のある子どもは17人と全体の約3割、精神障害のある子どもは7人と全体の約1割となっています。

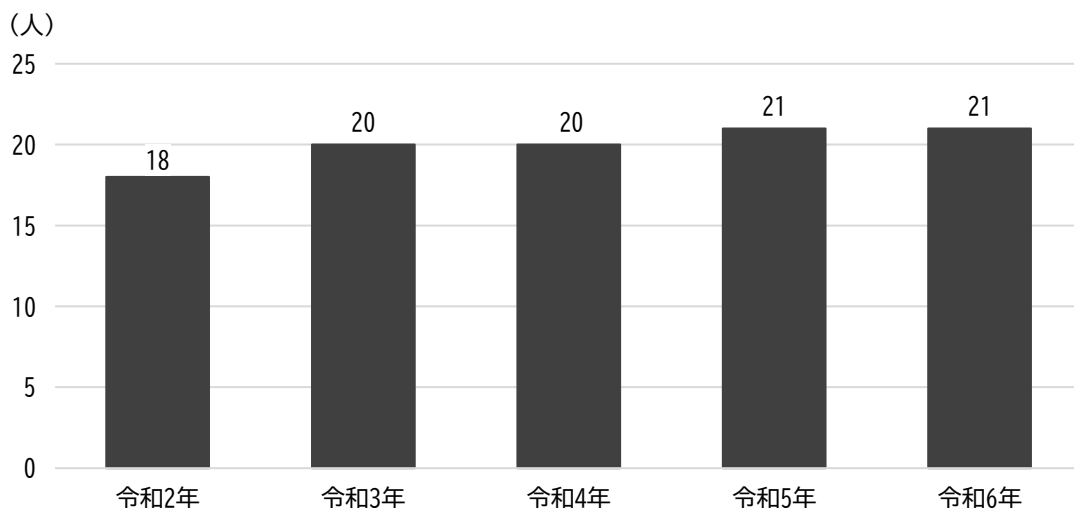


出典：庁内資料（障害者手帳等取得人数より）

図 障害のある子どもの人数の推移

(2) 特別支援学校に通う児童・生徒数

特別支援学校に通う児童・生徒の人数(※)は微増傾向で推移しており、令和6年は21人となっています。



出典：庁内資料

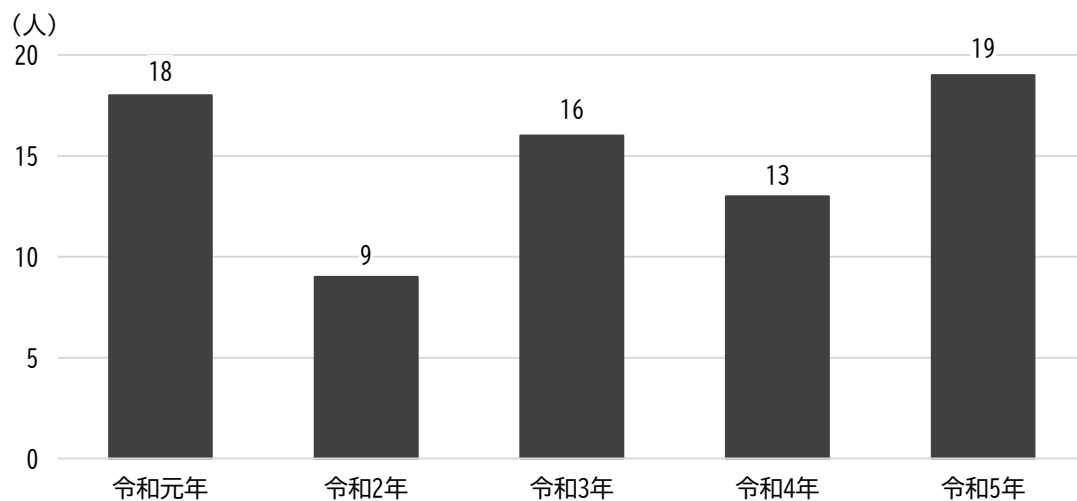
図 特別支援学校に通う児童・生徒数の推移

※上記児童・生徒数は、大竹市教育委員会において把握している人数で集計したものです。

2-7. 困難を抱える子どもの状況

(1) 小中学校のいじめ認知件数

小中学校におけるいじめの認知件数は、増減を繰り返しながら年間概ね 15 件前後で推移しています。令和 5 年は 19 件と前年に比べて 6 件増え、過去 5 年間で最も多くなっています。

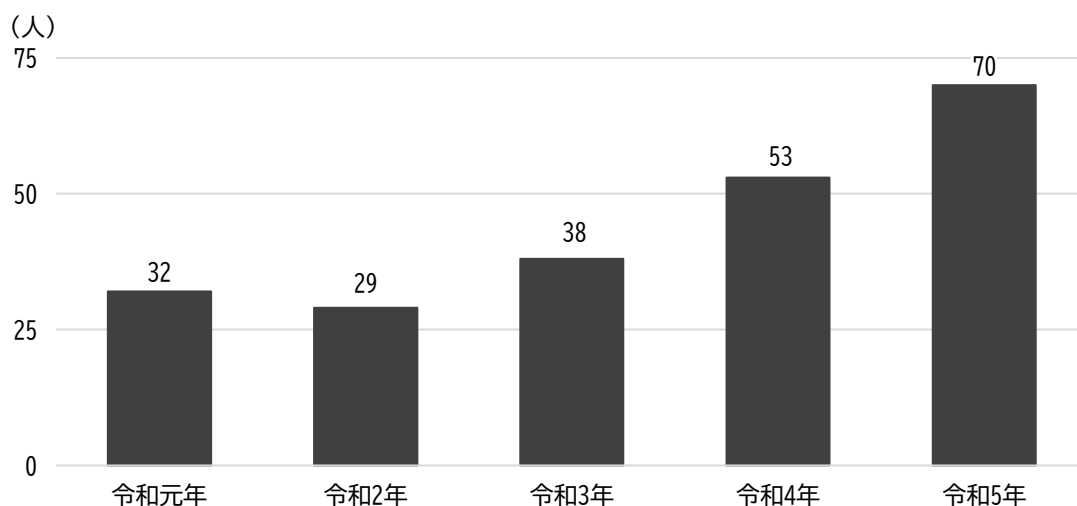


出典：庁内資料

図 いじめ認知件数（小学校・中学校）の推移

(2) 小中学校による不登校認知件数

小中学校による児童・生徒の不登校(※)認知件数は、令和 3 年以降増加傾向で推移しています。令和 5 年は 70 件と、令和元年と比べて約 2 倍に増えています。



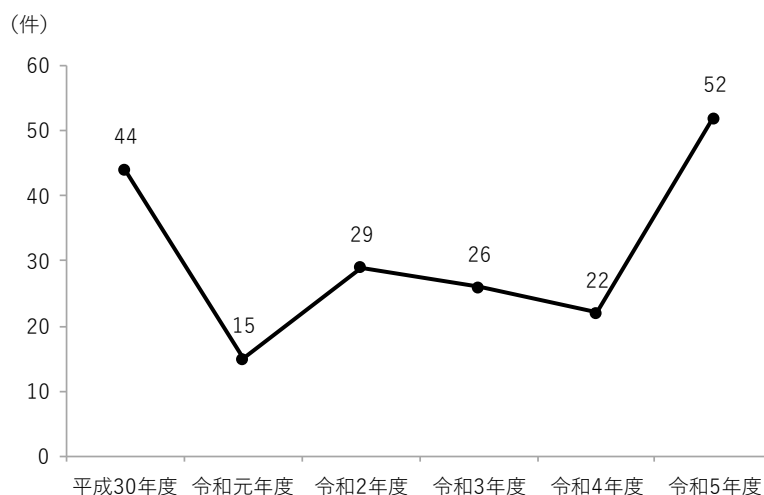
出典：庁内資料

図 小中学校への不登校認知件数の推移

※不登校児童生徒：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

(3) 児童虐待相談対応件数

本市が対応した児童虐待の相談対応件数は、増減がありながらも令和2年度以降は微減傾向で推移していましたが、令和5年度には急増し、相談対応件数は52件となっています。



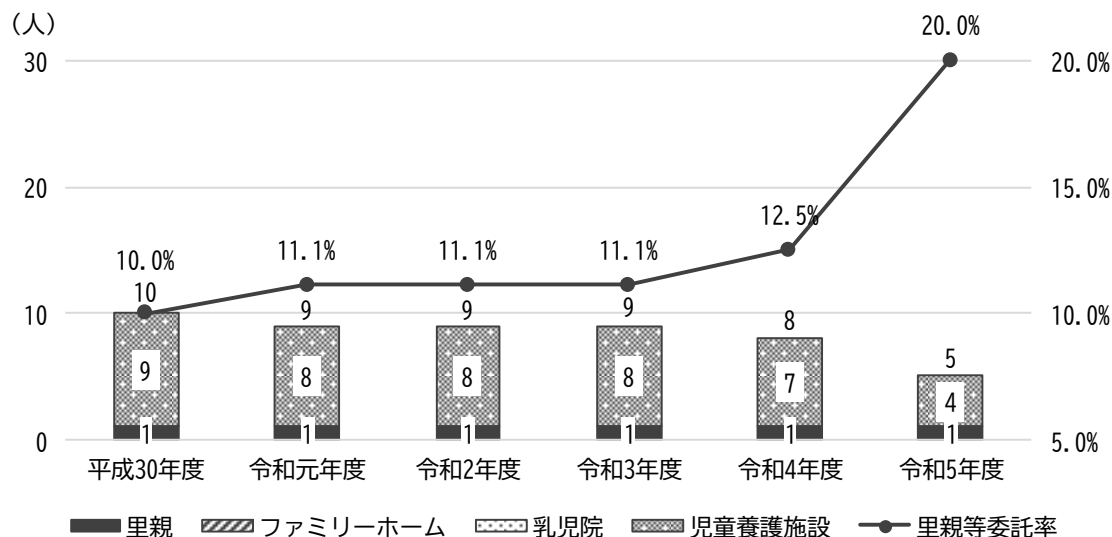
出典：県こども家庭課資料

図 児童虐待相談対応件数の推移

(4) 社会的養護を必要とする児童数

社会的養護(※)を必要とする児童数は、年間10人程度で推移していましたが、令和5年度には5人に減少しています。

また、令和5年度は4人が児童養護施設、1人が里親に預けられています。



出典：県こども家庭課資料

図 社会的養護を必要とする児童数の推移

※社会的養護：「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」ことを理念として、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを言います。

3. ニーズ調査結果

3-1. 調査概要

本計画（令和7年度～11年度）を策定するにあたり、市民の皆様の子育てに関する事業の利用状況や今後の利用意向等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

《ニーズ調査の概要》

対象者	● 就学前児童が属する 800 世帯 ● 小学生児童が属する 800 世帯 ※無作為抽出による
調査方法	● 調査票の郵送配布・郵送回収 ● WEB アンケート（Google フォームを使用）
調査期間	● 令和6年1月16日～1月31日
有効回収率	● 配布数 1,600 件（就学前児童 800 人、小学生児童 800 人） ● 有効回収数 871 件（就学前児童 429 人、小学生児童 442 人） （郵送回答 555 件、WEB 回答 316 件） ● 有効回収率 54.4%（就学前児童 53.6%、小学生児童 55.3%） （郵送回答 34.7%、WEB 回答 19.8%）

※ニーズ調査結果の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所があります。

※グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回収数を示しています。

3-2. 調査結果

3-2-1. 主な子育て実施者

Q：子どもの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか？【〇はひとつ】

就学前児童、小学生児童ともに、「父母ともに」が約7割、「主に母親」が約3割となっています。

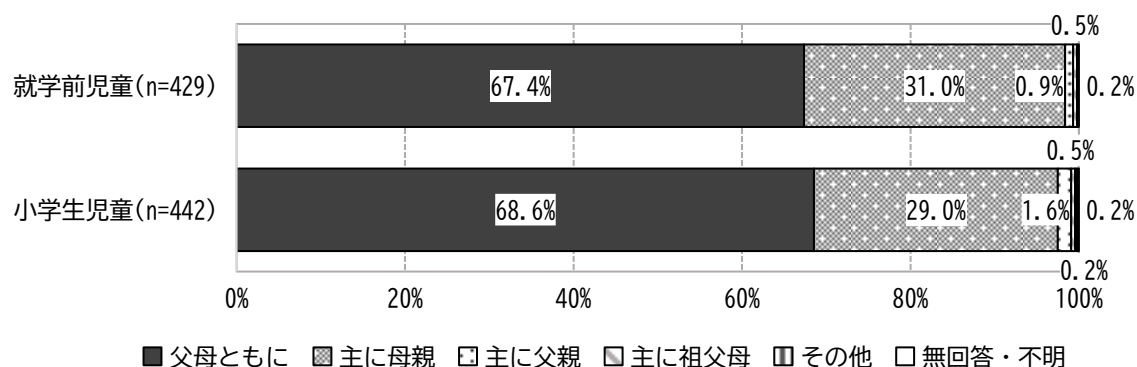


図 主な子育て実施者

3-2-2. 子どもを預ける人の有無

Q：日頃、子どもを預かってもらえる人がいますか？【〇はいくつでも】

就学前児童、小学生児童ともに、2～3割程度の方が「日常的に祖父母などの親族に預かってもらえる」と回答し、6～7割程度の方が「緊急時または用事の際には祖父母などの親族に預かってもらえる」と回答しています。

一方で、就学前児童、小学生児童ともに1割を超える方が「子どもを預かってもらえる人はいない」と回答しています。

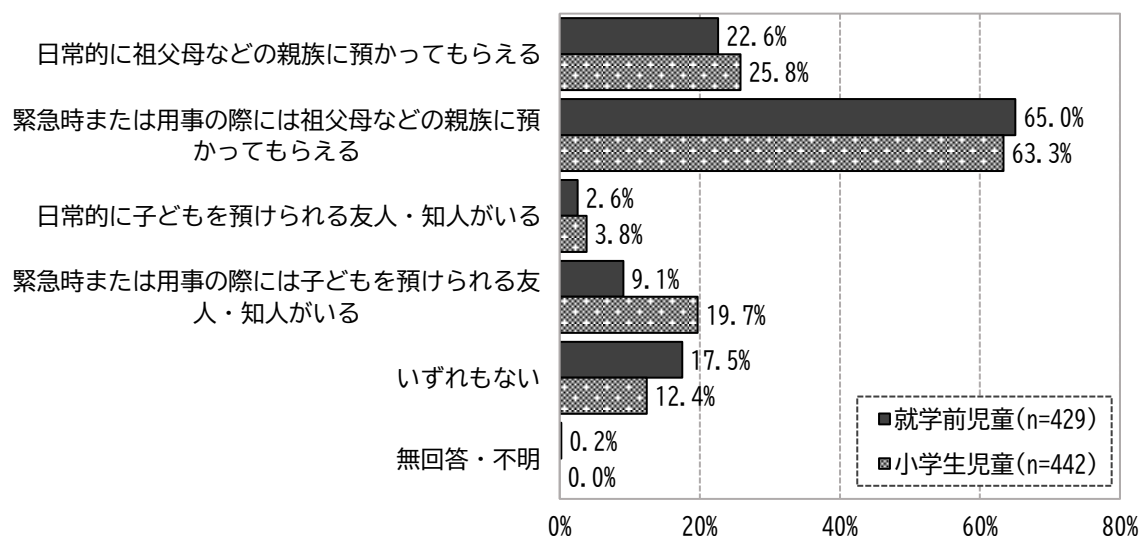


図 子どもを預ってもらえる人の有無

3-2-3. 子どもの病気の際の対応

(1) この1年間に、病気やけがで休まなければならなかったこと

Q：この1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所を休まなければならなかったことがありましたか？【〇はひとつ】

就学前児童で約9割、小学生児童で約8割の方が、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所、学校等を休まなければならなかったことが「あった」と回答しています。

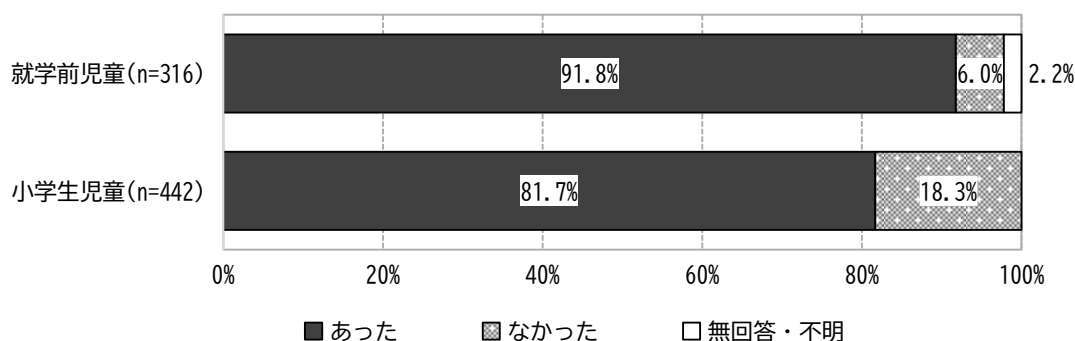


図 子どもが病気やけがで幼稚園や保育所を休まなければならなかったことの有無

(2) 病気やけがで休まなければならなかったときの対処法

Q：子どもが病気やけがで幼稚園や保育所を休まなければならなかった時、この1年間に行った対処方法について教えてください。【〇はいくつでも】

子どもが病気やけがで幼稚園や保育所、学校等を休まなければならなかった場合、就学前児童では、約8割の方が「母親が仕事を休んだ」、約4割の方が「父親が仕事を休んだ」と回答し、小学生児童では、約7割の方が「母親が仕事を休んだ」、約3割の方が「父親が仕事を休んだ」と回答しています。

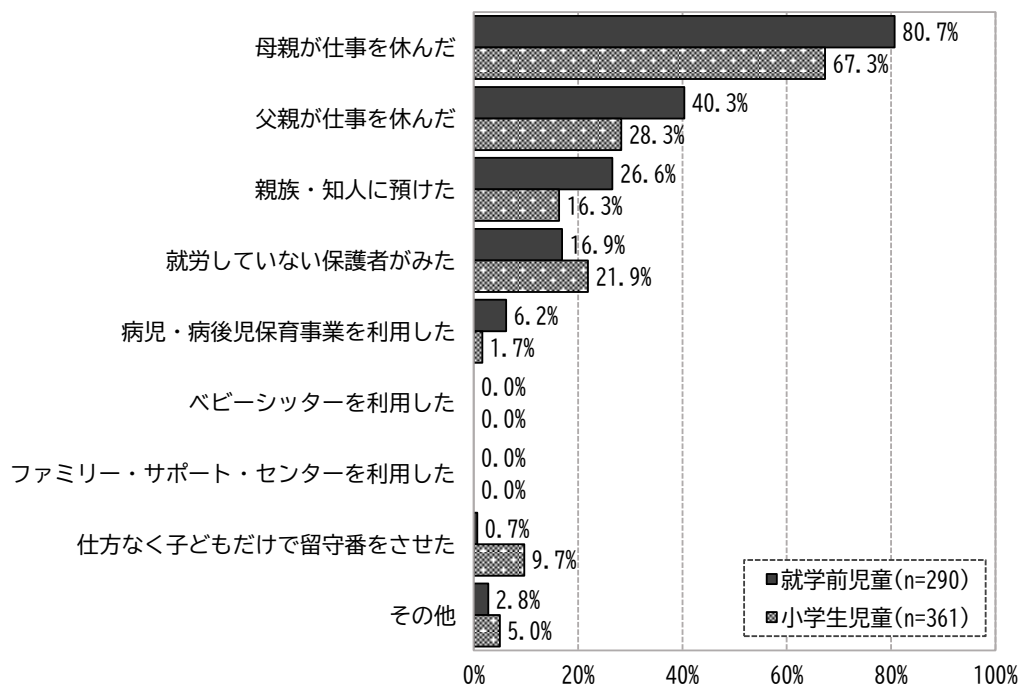


図 病気やけがで休まなければならなかったときの対処法

3-2-4. 子育てに関する悩みや喜び

(1) 子育てについて日頃悩んでいることや気になること

Q：子育てについて、日頃悩んでいることや気になることについて教えてください。

【〇はいくつでも】

就学前児童、小学生児童ともに、「子どもの病気や障害、発育や発達に関すること」が第1位となっているほか、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもと接する時間や余裕が十分に持てないこと」、「子育てのための出費や仕事の収入面などから、経済的な負担が大きいこと」がいずれも上位5位に入っています。

また、就学前児童では「子育てが忙しくて、仕事も含めて自分のやりたいことが十分にできないこと」が第5位に、小学生児童では「子どもの友人関係や、登園・登校に関すること」が第3位に入っています。

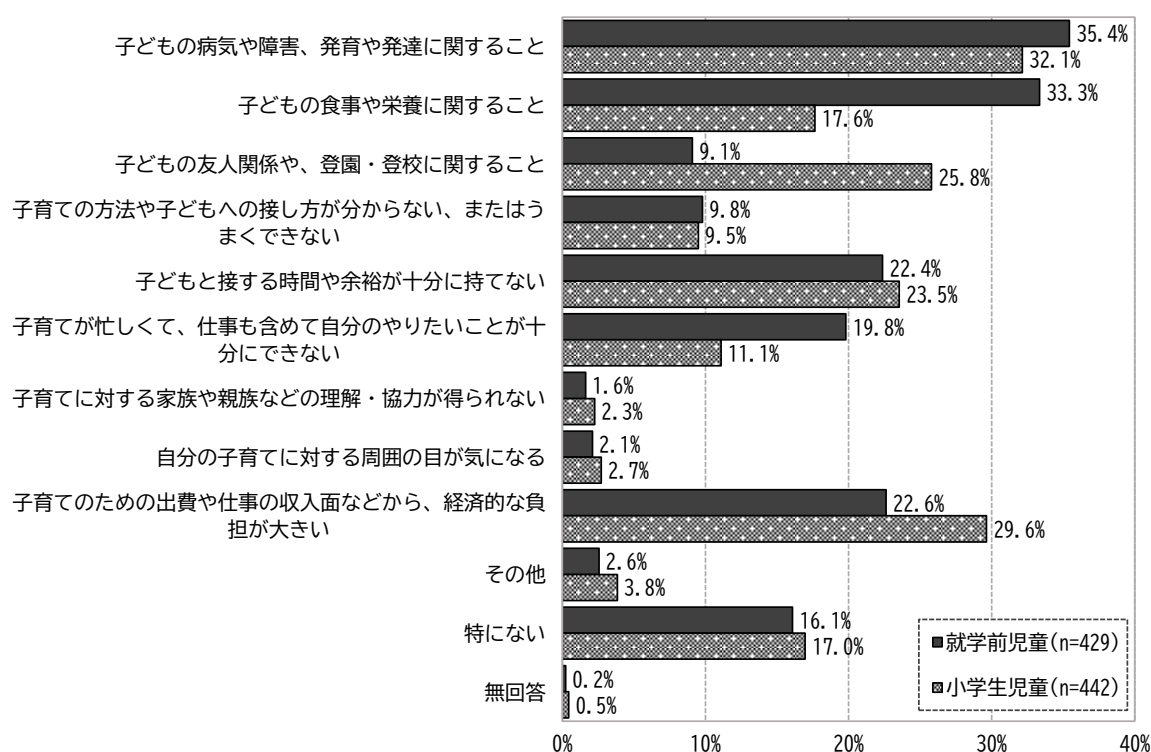


図 子育てで悩んでいることや気になること

(2) 子育ての中で、喜びを感じたことや良かったこと

Q：子育ての中で、喜びを感じたことや良かったことについて教えてください。

【〇はいくつでも】

就学前児童、小学生児童ともに、「子どもが成長していく姿や、元気に過ごしているのを見るのが嬉しいこと」が第1位となっており、また、「子どもとふれあっている時間が楽しいこと」、「子どもがいることで、家庭が明るくなったり、家族の絆が強くなること」が第3位以内に入っています。

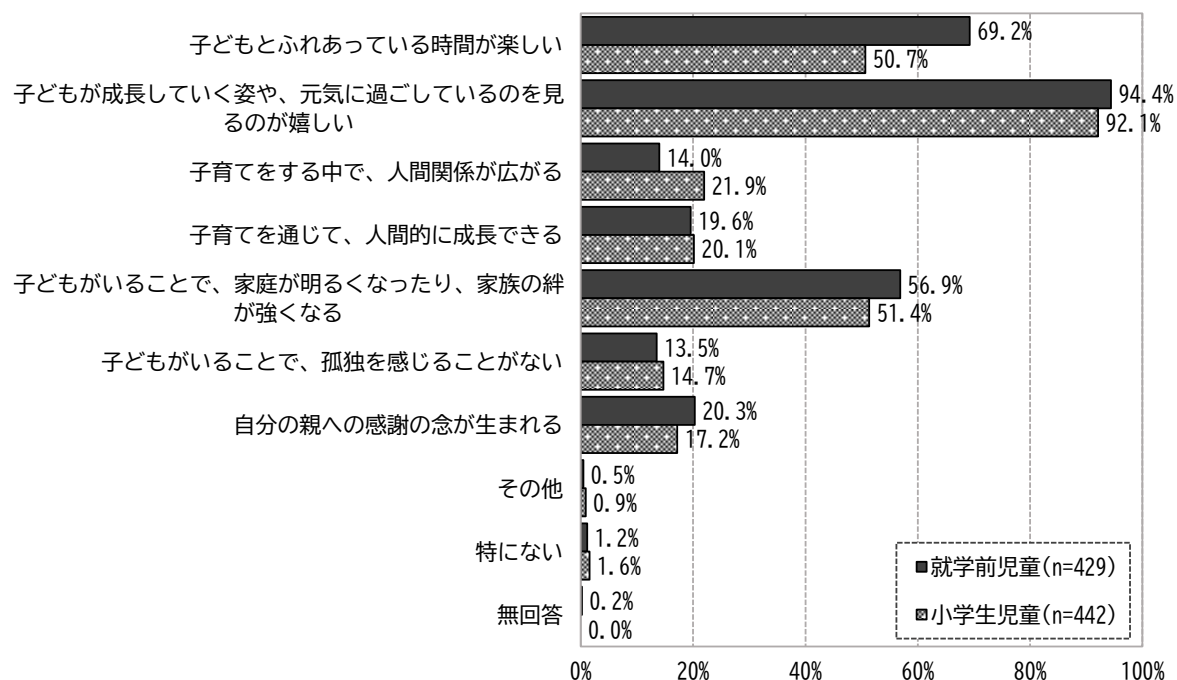


図 子育ての中で喜びを感じたことや良かったこと



3-2-5. 子育て支援全般

(1) 市に対する子育て支援の要望

Q：市に対して、どのような子育て支援を充実してほしいですか？【〇はいくつでも】

就学前児童、小学生児童ともに、「子育て世帯への手当など、経済面への支援を充実させてほしい」が第1位、「子どもが安全に遊べる公園などの屋外施設を充実させてほしい」が第2位、「子どもが安全に遊べる屋内施設（子育て支援センター・児童館など）を充実させてほしい」が第3位となっています。

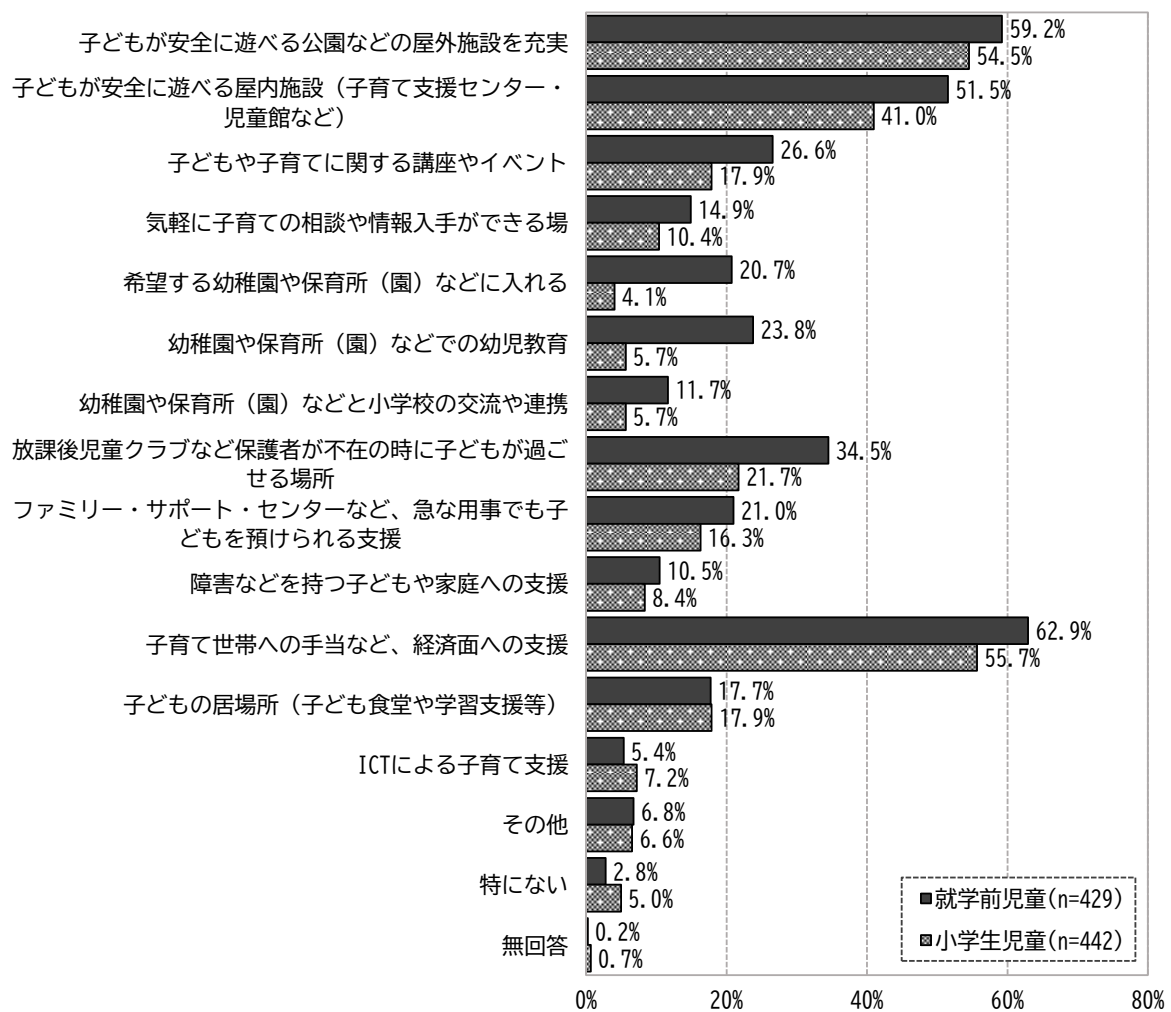


図 市に対する子育て支援の要望

(2) 大竹市での子育ての印象

Q：大竹市での子育てに関して、どのような印象を持っていますか？【〇はいくつでも】

本市での子育てに関して、「障害など配慮の必要な子どもを安心して育てられるまちだ」という印象を持っている方が就学前児童で2割、小学生児童で3割を下回っているように、低い割合となっています。

その他、就学前児童、小学生児童ともに、「子ども同士や親子で遊んだり過ごす場所が充実しているまちだ」や「公共施設、店舗などが、子育て世帯に配慮されているまちだ」という印象を持つ方の割合が低くなっています。

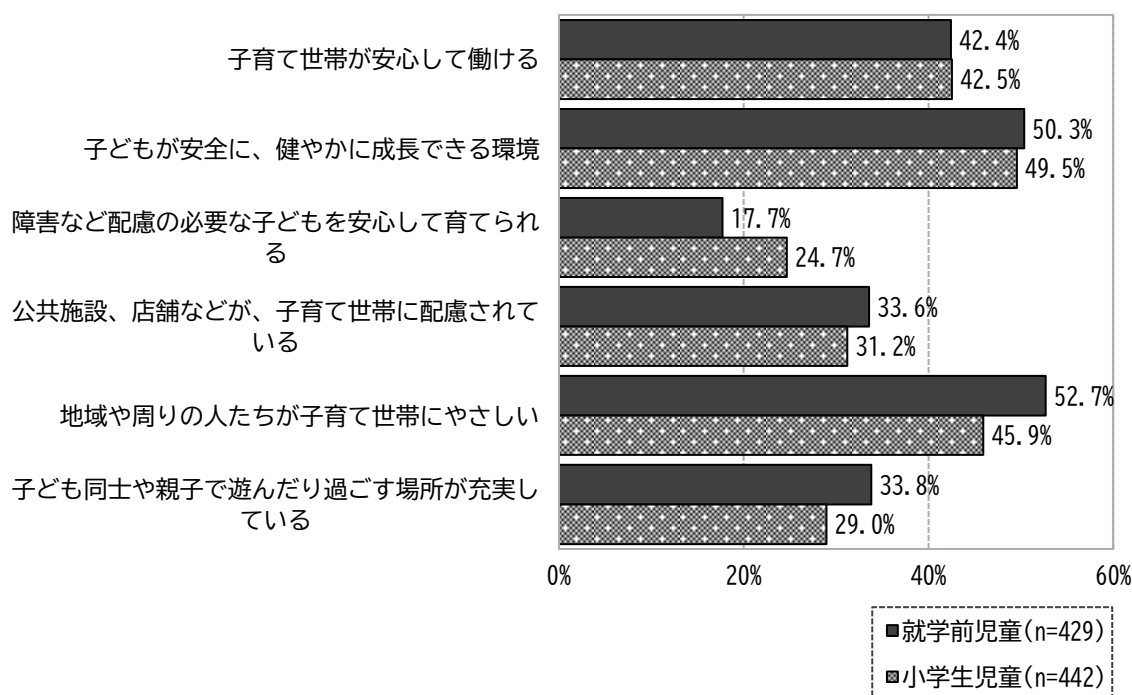


図 大竹市での子育ての印象

3-2-6. 自由記述

(1) 自由記述の項目別件数

就学前児童、小学生児童の合計では、「公園・遊び場」に関する記述が 88 件と最も多く、以下、「医療」に関する記述が 69 件、「支援策」に関する記述が 54 件、「道路」に関する記述が 38 件となっており、これらのことについて多くの方が関心を持っている様子が伺えます。

《自由記述の項目別件数》

NO.	分類	就学前児童	小学生	合計
1	公園・遊び場	33	55	88
2	医療	50	19	69
3	支援策	29	25	54
4	道路	23	15	38
5	その他	16	12	28
6	保育園・幼稚園	17	0	17
7	習い事	9	8	17
8	イベント	7	6	13
9	一時預かり	9	3	12
10	小学校	3	9	12
11	産婦人科	9	3	12
12	相談	8	4	12
13	公共交通	4	7	11
14	放課後児童クラブ	0	10	10
15	給食	5	5	10
16	情報発信	8	1	9
17	病児・病後児保育	5	2	7
18	子育て支援センター	7	0	7
19	障害者	2	5	7
20	自治会など	3	4	7
21	図書館	3	3	6
22	ファミリーサポートセンター	3	1	4
23	教育	2	2	4
24	どんぐりHOUSE	3	0	3
25	産後ケア	2	0	2
26	こども相談室	0	2	2
27	検診	2	0	2
28	トイレ	2	0	2
29	送迎	0	1	1
合計		264	202	466

(2) 自由記述の内容

就学前児童、小学生児童の合計で3件以上挙げられた意見は次のとおりです。

《自由記述の内容》

分類	意見	就学前児童	小学生	合計
保育園・幼稚園	保育園に落ちることがないように充実してほしい。	3	0	3
	保育料を安くしてほしい・無償化してほしい。	3	0	3
一時預かり	子どもを預けるサービスを充実してほしい。	3	2	5
	延長保育か一時預かりがもっと早くから遅くまでであると良い。	3	0	3
子育て支援センター	子育て支援センターを土日祝でも利用できるようにしてほしい。	4	0	4
放課後児童クラブ	放課後児童クラブの選択肢を増やしてほしい。（児童館を増やしてほしい）	0	3	3
給食	幼稚園を給食（無償含む）にしてほしい。	3	0	3
支援策	ワクチンの補助がほしい。	7	5	12
	各種子育て支援を充実してほしい。（税金を払っている世帯への支援もしてほしい）	10	0	10
	経済的支援（手当など）を検討してほしい。	0	6	6
	子育て世帯に、定期的にこいちゃんクーポンや買物5%オフの子育て世帯パスポートのようなものがあると良い。	3	2	5
	子どもの支援には所得制限をなくしてほしい。	0	5	5
公共交通	小方駅をつくってほしい。	2	3	5
公園	もっと公園などの子どもの遊び場を整備してほしい。（増やす、きれいにする、遊具を増やす）	14	10	24
	ボール遊びができる公園や広場がほしい。（コロナ以降小学校のグラウンドを利用できなくなったため）	4	10	14
遊び場	（日曜日、雨天時などに）屋内で遊べる施設を増やしてほしい。	13	7	20
	小学校のグラウンドで遊べるようにしてほしい。	0	9	9
図書館	親子でゆっくり過ごせる図書館を増やしてほしい。	2	1	3
道路	歩道がない箇所や狭い箇所、凸凹な箇所があるので整備してほしい。	16	5	21
	夜間、街灯がなく暗いため、街灯を整備してほしい。	3	3	6
	側溝に蓋をしてほしい。	4	0	4
医療	医療費を無料にしてほしい。	23	9	32
	小児科などの医療機関を充実させてほしい。	15	2	17
	小児科の休日・夜間診療をしてほしい。	9	2	11
	他県（岩国市など）でも当日500円で医療を受けられるようにしてほしい。（現在は、後日領収書を提出して精算）	3	0	3
産婦人科	分娩できる産婦人科がほしい。	8	3	11
相談	市役所窓口担当者の対応を改善してほしい。	4	1	5
	気軽に（悩んだときに）相談できる場所がほしい。	2	2	4
情報発信	SNSやHPでの子育て情報発信の頻度や内容を増やしてほしい。（岩国市の子育てアプリのようにカレンダーでイベントや子育て関連行事の日時や場所、内容がわかるとよい）	5	0	5
習い事	子どもの習い事を充実してほしい。	5	2	7
イベント	（科学館や美術館などでの）子ども向けのイベントを増やしてほしい。	5	0	5
その他	大型ショッピングセンターがほしい。	3	3	6
	子連れで行ける飲食店を増やしてほしい。	4	1	5
	まるくる大野のような施設が増えると良い。	2	2	4

第4章 第二期計画の評価と今後の課題

1. 第二期計画の評価

1-1. 事業の達成度及び今後の方向性

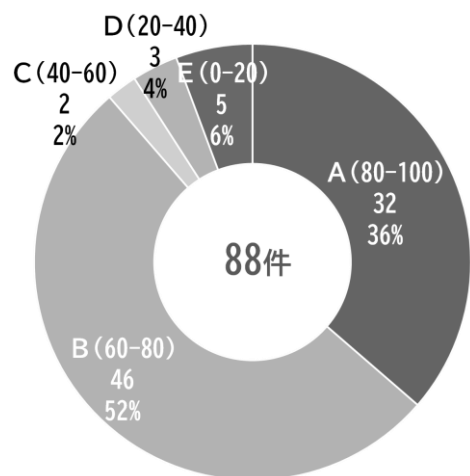
第二期計画に記載された各事業について、担当課にヒアリングを行った結果は次のとおりです。

(1) 事業の達成度

第二期計画に記載されている 88 件の事業の「達成度」について担当課にヒアリングを行ったところ、「達成度 A (80～100%)」が 36%、「達成度 B (60～80%)」が 52%であり、両者を合わせると約 9 割に達しています。

達成度 D (20～40%)、達成度 E (0～20%) の事業 (7 件) については、社会状況の変化等を踏まえ、継続の必要性が低くなったものは廃止を検討するとともに、継続する場合には必要に応じて代替案を検討するなどにより、事業の効率化を図ります。

《達成度（全体）》



(2) 事業の方向性

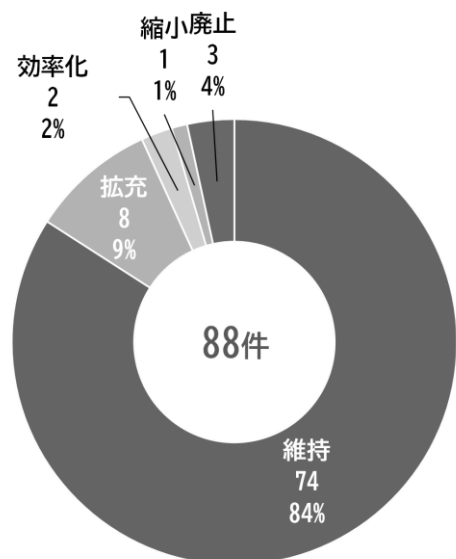
第二期計画に記載されている 88 件の事業の「方向性」について担当課にヒアリングを行ったところ、「維持」が 84%、「拡充」が 9%であり、両者を合わせると約 9 割に達しています。

なお、拡充を行う主な事業と内容は次のとおりです。

【拡充を行う主な事業】

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、松ヶ原こども館）の充実
- 「ネウボラ」の実施
 - ・ 母子保健コーディネーターによる取組
 - 産後ケア
 - 家事育児支援サービス
- 多世代の交流促進
- 妊産婦歯科健康診査事業
- 児童虐待の早期発見・予防
- 虐待児童の保護・在宅支援

《事業の方向性（全体）》



1-2. 第二期計画における量の見込み・確保量と実績比較

第二期計画における令和 6 年度の量の見込み及び確保量と実績を比較した結果は次の表のとおりであり、すべての事業で確保量の実績値と等しいか上回っている状況です。

「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業（幼稚園型／幼稚園型を除く）」、「病児・病後児保育事業」の各事業では実績値が確保量を大きく下回っているため、より多くの方に利用してもらえよう積極的な情報提供を行います。

《第二期計画における令和 6 年度の量の見込みと実績の見込み（令和 6 年度）》

「量の見込み」算出項目	対象	単位	第二期計画 量の見込み (A)	第二期計画 確保量 (B)	実績値 (C)	差分 (B)-(C)
教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5 歳	人	197	250	150	100
保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳	人	297	368	208	160
保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳	人	42	52	6	46
	1・2歳	人	185	213	110	103
放課後児童健全育成事業	低学年	人	258	258	258	0
	高学年	人	35	35	31	4
	全体	人	293	293	289	4
時間外保育事業	—	人	209	440	305	135
子育て短期支援事業（ショートステイ）	—	人日	42	42	42	0
地域子育て支援拠点事業	—	人回	20,211	26,400	19,000	7,400
一時預かり事業（幼稚園型）	—	人日	12,277	14,600	9,000	5,600
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	—	人日	2,083	5,070	1,060	4,010
病児・病後児保育事業	—	人日	402	720	212	508
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	低学年	人日	50	50	26	24
	高学年	人日	50	50	0	50
利用者支援事業【基本型】	—	箇所	1	1	1	0
妊婦健康診査	—	回	2,282	—	1,280	—
乳児家庭全戸訪問事業	—	人	152	152	110	42
養育支援訪問事業	—	人	15	15	10	5

2. 課題の整理

ここでは、子どもを取り巻く現状（「地域特性の整理」及び「ニーズ調査結果」）や第二期計画の評価結果を踏まえ、本市における今後の課題について整理を行います。

なお課題は、3つの基本目標ごとに整理を行っています。

課題① 基本目標 1 すべての子どもが健やかに成長できるまち

- 令和 3 年における本市の合計特殊出生率は、全国及び広島県平均を下回る値となっていることから、児童数の減少緩和のためにも、安心して子どもを産み、育てられる環境、そして子どもたちが健やかに成長できる環境の整備が必要です。
- ニーズ調査の自由記述では、「医療」に関する記述が 2 番目に多くなっており、子どもの医療に関する関心や要望が高くなっているため、医療体制や情報提供方法等について検討する必要があります。
- 本市には、在留外国人の子どもや障害のある子ども、いじめや児童虐待を受けている子どもなど、社会的に配慮が必要な子どもがいる一方、大竹市の印象に関して「障害などの配慮が必要な子どもを安心して育てられるまちだ」と感じている方の割合は 3 割未満と低くなっていることから、様々な環境にある子どもやご家族が安心して暮らすための環境の整備が必要です。

課題② 基本目標 2 すべての親が子育ての喜びを実感できるまち

- 本市では全国平均を上回る形で女性就業率が上昇しているほか、令和 2 年時点で 150 世帯を超えるひとり親世帯が存在していることから、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必要です。
- 日常的に子どもを預かってもらえる人がいる方は 2～3 割程度にとどまり、また、1 割を超える方が子どもを預かってもらえる人がいない状況であるため、必要なときに安心して子どもを預けられる環境の整備が必要です。
- 子どもの病気や障害、発達に関することや食事・栄養のこと、経済的なことなど、多くの方が子育てに関する悩みを抱えているため、相談・情報提供体制の充実について検討する必要があります。
- 市に対する子育て支援の要望では、経済的な支援の充実を望む声が最も多いことから、財政状況とのバランスを図りつつ、効果的な支援を検討する必要があります。

課題③ 基本目標 3 地域と市民が子育てに寄り添い、支えるまち

- 子育ての中で喜びを感じることで、多くの方が、子どもが成長していく姿や子どもとの触れ合いの時間、家族の絆の強まりなどを挙げており、子育て世帯が子育てにより多くの喜びを感じられるように、地域の温かい支援が必要となっています。
- 市に対する子育て支援の要望では、子どもが安全に遊べる公園などの屋外施設や屋内施設を望む声が多く、ニーズ調査の自由記述でも「公園・遊び場」に関する意見が最も多く挙げられていることから、安心・安全な遊び場の確保について検討する必要があります。
- 子ども・子育て会議においても、小学校のグラウンドを含む「子どもたちがボールを使って思いっきり遊べる遊び場の確保」について最も多くの意見が挙げられたため、この点については引き続き検討を続けていく必要があります。
- 本市での子育てに関する印象に関して、「公共施設、店舗などが子育て世帯に配慮されている」と感じる人が少ない状況であるため、子育てに配慮したまちづくりを推進する必要があります。



第5章 施策の展開

1. すべての子どもが健やかに成長できるまち

(1) 母子の健康づくり

① 安心して妊娠・出産できる環境の整備

事業名	事業の概要	担当部署
母子健康手帳・ 妊婦一般健診受診券 (補助券)の交付	- 母子健康手帳や妊婦一般健診受診券の交付時に妊婦と接し、出産に対する不安・疑問点を軽減します。 - 特定妊婦などの把握を行い、妊娠期からのフォロー体制を確立します。	保健医療課
妊産婦健康診査等 支援事業	- 安心して出産に備えることができるよう、出産費用などの一部を助成します。 - 妊婦健康診査の受診回数に応じて助成することにより、妊婦健康診査の受診を促し、より安全な出産が行えるよう支援します。	保健医療課
妊産婦歯科健康診査 事業	- 妊産婦の口腔内の衛生状況を健康に保つために、妊娠期と産後の2回、歯科健康診査が受けられるよう受診券を交付します。 - 生まれてくる子どものむし歯のリスクを下げるとともに、生涯健康な歯をつくるきっかけとなることを目指します。	保健医療課
産科医確保支援事業	本市と廿日市市で形成される二次保健医療圏内で、産科医療の中核を担うJ A広島総合病院に対し、産科医を確保するため、廿日市市と共同で補助を行います。	保健医療課
不妊治療に対する 相談支援、特定不妊 治療費の助成	- 市広報などで、不妊・不育相談に応じる「広島県不妊専門相談センター」の周知を行います。 - 特定不妊治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。	保健医療課
パパママスクールの 充実	- 教室の参加率向上に取り組みます。出産や育児に関する疑問点を解決できるよう働きかけるとともに、夫婦で出産に向けてお互いの役割を再確認し、安心して出産を迎えられるよう支援します。 - 土日の開催だけでなく、平日も開催するなど、パパとママが一緒に参加しやすいような日程を継続します。	保健医療課
災害時の授乳室等整備 【新規】	災害発生時には、避難場所での授乳室やおむつ替えスペース等の整備に取り組みます。	危機管理課

② 母子保健の充実

事業名	事業の概要	担当部署
乳幼児健診の充実	● 受診率と受診者の満足度向上に取り組みます。 ● 未受診者の受診勧奨と把握に取り組みます。 ● 健診受診者に対するフォロー体制を確立します。 ● 令和6年度から、生後1か月児専用の健康診査受診券を交付し、0歳児の健診を3回から4回に増やしており、引き続き乳幼児の健康管理に取り組みます。	保健医療課
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	● 保健師や民生委員・児童委員、主任児童委員などが、乳児のいる家庭への全戸訪問を行い、育児不安などを抱えている保護者などへの指導・相談の充実に取り組みます。 ● ハイリスク妊産婦(※)への早期訪問・支援に取り組みます。 ※「ハイリスク妊産婦」とは、妊娠中・出産中・産後に、母親または胎児のいずれかまたは両者が、死亡や病気・障害の発症などの危険が予想される妊婦及び産婦のことをいいます。	保健医療課
予防接種の充実	● 接種率向上のため、未接種者への勧奨通知を継続して行います。 ● 接種事故防止については、保護者と医療機関に対して注意喚起に努めるほか、予診票や接種券を間違えにくい工夫を行います。 ● 新たに定期接種化されるワクチンの円滑な導入に向けて周知を行います。	保健医療課
ふれあいサロン（にこにこひろば・もぐぱくひろば）の充実	● 保護者間の交流・情報交換の場として、内容の充実のほか、栄養相談や健康相談など保護者の育児に関する不安解消のための相談体制の充実に取り組みます。 ● もぐぱくひろば（離乳食教室）の参加者アンケートからニーズを把握し、適宜内容の見直しを行います。	保健医療課

③ 食育の推進

事業名	事業の概要	担当部署
地域ぐるみの食育活動の推進	● 食生活改善推進員と連携をとりながら、地域での食育を推進する講座を継続して開催します。	保健医療課
保育所(園)、学校主体の食育の促進	● 保育所給食を保育の一環と捉え、バランスのよい食事を皆で味わって食べることで、食べ物大切さや食事のマナーを学ぶための体験の場となるよう、課題をとらえながら継続的に行います。また、野菜の栽培・収穫、クッキングなど、楽しみながら食べ物に触れる体験の機会を創出します。 ● 学校給食を生きた教材として様々な教科などに関連させながら、学校教育活動全体で食育を推進します。また学校給食に地元の食材や郷土料理などを積極的に活用するとともに、フェイスブックなどで紹介するなど、地域への理解が深まるよう取り組みます。	福祉課 総務学事課
食育を進める人材の育成	● 食生活改善推進員の確保に向け、養成教室を継続して実施します。 ● 食生活改善推進員の研修会を継続して実施するとともに、栄養に関する講義の時間を設けるなど、知識習得を支援します。	保健医療課

④ 小児医療体制の確保・充実

事業名	事業の概要	担当部署
初期小児救急医療体制の確保	● 休日診療所の移転計画を進め、適切な維持・管理を行います。 ● 広島西圏域における二次小児救急医療体制を維持しつつ、初期小児救急医療体制の構築について、関係機関と連携しながら検討します。 ● 引き続き救急相談センター広島広域都市圏（＃7119）事業、広島県小児救急医療電話相談（＃8000）に参加し、小児救急体制への充実を図ります。	保健医療課
かかりつけ医づくりの推進	● 市広報やホームページ、チラシなどを活用して、かかりつけ医の必要性についての理解が深まるよう取り組みます。	保健医療課

事業名	事業の概要	担当部署
医療に関する情報提供 ・相談体制の充実	● 市内の医療機関に関する情報提供や、第一次救急、第二次救急、三次救急体制への理解を深めるとともに、小児救急電話相談、パパ・ママ応援「おうちの看護」携帯サイトなどの相談サービスの周知を通して適切な医療が受けられるよう、引き続き市広報やホームページ、チラシなどを活用しながら周知を行います。	保健医療課

(2) 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援

① 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進

事業名	事業の概要	担当部署
児童虐待の早期発見・予防	● 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）、子ども家庭総合支援拠点をはじめ、関係機関・団体が連携・協力し、妊娠期や出産早期から相談しやすい体制を整え、ハイリスク家庭の把握・支援の仕組みを強化するなど、児童虐待の防止に取り組みます。 ● 特定妊婦、要支援児童、要保護児童の正確な把握やアセスメントを各機関が連携して行い、将来の見通しをもって援助方針を定め、既存の事業を有効に活用しながら虐待の早期発見に取り組みます。また、重篤なケースの場合は、広島県西部こども家庭センターとの連携により対応します。 ● 親が子どもの困った行動に対応する力を学ぶためのペアレント・トレーニングなどを実施し、親の育児不安の軽減に取り組みます。 ● 福祉総合相談窓口「まるっと大竹」を活用して、包括支援につながる連携強化を図ります。	地域介護課 福祉課 保健医療課

事業名	事業の概要	担当部署
虐待児童の保護・在宅支援	● 大竹市虐待等防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)において、児童の安全確保を第一に考えて対応します。特に緊急を要するケースにおいては、組織として決定する上で支援方針を明確にし、役割分担を図りながら対応します。 ● 関係機関と連携した迅速な対応ができるよう、ケース会議の機能強化に取り組みます。 ● 児童が地域で安心・安全な生活を送れるよう、会議や関係機関による見守りだけでなく、日頃から地域が連携して、地域全体での支援力の向上に取り組みます。 ● 福祉総合相談窓口「まるっと大竹」を活用して、包括支援につながる連携強化を図ります。	地域介護課 福祉課
子どもの権利尊重などの意識啓発	● 毎年 5 月 5 日の「子どもの日」からの一週間を期間とする「児童福祉週間」について、子どもの人権や子どもの健やかな成長について市民全体で考える機会となるよう意識啓発を行います。	福祉課
母子生活支援施設への入所	● 母子の一時保護として母子生活支援施設の入所措置を行います。 ● 措置を行った母子が早期に自立できるよう、施設とともに支援を行います。	福祉課
要保護児童への対応	● 子どもが地域で安心・安全な生活を送れるよう、日頃の要保護児童対策地域協議会において、地域の連携、支援力を高め、可視化できるネットワークの構築に取り組みます。	福祉課
子育て短期支援事業の実施	● ショートステイに加え、トワイライトステイを実施し、利用を促します。	福祉課
子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に、家庭を支援員が訪問し、不安や悩みに耳を傾けて保護者に寄り添うとともに、食事の準備や掃除などの家事支援、育児のサポートや保育所などの送迎といった家事・子育て等の支援を行います。	福祉課
児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）【新規】	● 養育環境などに課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱え、家庭や学校に居場所のない子どもなどに居場所を提供し、健康管理や日用品の使い方に関する助言といった生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への情報提供・相談支援などを行います。	福祉課

事業名	事業の概要	担当部署
親子関係形成支援事業 (親子関係の構築に向けた支援)【新規】	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイといったペアレント・トレーニングなどを行い、親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を行います。	福祉課

② 障害のある児童などへの支援

事業名	事業の概要	担当部署
障害児保育・教育の充実	● 小中学校において、児童生徒の障害などの状態や教育的ニーズの把握を行い、きめ細やかな教育の充実に取り組みます。	総務学事課
特別支援教育支援員の配置	● 児童生徒の実態の把握を行い、配置状況を精査しながら、サポート体制の充実に取り組みます。	総務学事課
障害のある児童などの交流促進	● 特別支援学校との交流や、特別支援学級に在籍しながら通常の学級で交流する機会を提供します。	総務学事課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	● 国の基準に沿って適正な支給を行います。 ● 手当の支給対象となる方が漏れなく受給できるよう、制度の周知を行います。	福祉課
特別支援教育就学奨励費の支給	● 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費の一部を補助します。 ● 米空母艦載機部隊配備特別交付金等を財源として創設した「にこにこ子ども基金」を活用して学校給食費を免除し、保護者の経済的負担を軽減します。	総務学事課
児童デイサービスの利用促進	● 障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童デイサービスの利用促進に取り組みます。	福祉課
補装具・日常生活用具の給付	● 障害のある子どもの日常生活の困難を改善し、自立を支援するため、補装具・日常生活用具の給付を行います。 ● 今後、必要な方に情報が届くよう取り組みます。	福祉課

事業名	事業の概要	担当部署
医療的ケア児(※)に対する支援	● 医療的ケア児の実態把握に努めます。 ● 医療的ケア児が、身近な場所で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。 ● 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。 ※「医療的ケア児」とは、経管栄養（食事のためのチューブを胃に通すこと）や気管切開（呼吸のための器具を喉に取り付けること）など、何らかの医療的ケアが必要な子どもをいいます。	福祉課

(3) 健やかな次世代の育成

① 幼児教育・保育の推進、小中学校との連携促進

事業名	事業の概要	担当部署
幼児教育・保育の推進	● 広島県が策定した「遊び学び育つひろしまっ子！」推進プランに挙げる「目指す乳幼児の姿」の実現に向けて、広島県が派遣する「幼児教育アドバイザー」を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育の質の向上に取り組みます。 ● 幼稚園や保育所（園）において、家庭や地域、学校などと連携しながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視した教育・保育を進め、幼児の豊かな心を育みます。	福祉課
幼保小連携の推進	● 幼稚園・保育所・認定こども園での育ちと学びを小学校での学びにつなぐため、幼稚園・保育所・認定こども園が中心となって編成する年長児のカリキュラムと、小学校が中心となって編成する小学 1 年生のカリキュラムの「つながり」や「接続」を意識した「幼保小接続カリキュラム」を編成するなどにより、双方が連携して子どもの育ちと学びを連続させていく「幼保小連携」を推進します。 ● 「幼保小連絡会」などを通して、就学前・就学後の一人一人の子どもの状況を共有し、適切な教育・支援につなげます。	福祉課 総務学事課

事業名	事業の概要	担当部署
小中学生と乳幼児のふれあいの促進	● 小中学校、幼稚園や保育所（園）、関係機関・団体などが連携し、小中学生が乳幼児とのふれあいを通じて、子育てなどについて学ぶ場や機会を提供します。	福祉課 総務学事課

② 小中学校教育の推進

事業名	事業の概要	担当部署
学校評価制度の活用	● 学校の自己評価・学校関係者評価の結果を踏まえて学校運営を改善するとともに、信頼される開かれた学校づくりを目指します。	総務学事課
教育推進事業	● 児童生徒一人一人が将来をたくましく生きる力を培うために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む取組を行います。 ● ALT（外国語指導助手）が各小中学校を順番に回って授業を行い、英語教育の充実を図ります。 ● 小中学校の児童生徒に一人一台配布されるタブレットを使用し、ICT教育の充実を図ります。 ● 再編交付金を活用して学級支援員を配置する取組を継続し、子どもたちの教育の充実に取り組みます。	総務学事課

③ 青少年の健全育成

事業名	事業の概要	担当部署
青少年育成支援団体の支援・連携強化	● 大竹市青少年問題協議会を核として、関係機関・団体と連携して、青少年の健全育成に取り組みます。	生涯学習課
21世紀を担う人材育成事業	● 異学年交流による体験学習を通して、自主性や社会性、コミュニケーション能力を高め、地域リーダーの養成、青少年の健全育成に取り組みます。 ● 他の自治体の中学生との交流、平和学習を通して、広い視野と友情を深め、青少年の健全育成に取り組みます。	生涯学習課

事業名	事業の概要	担当部署
いじめ、不登校、 非行への対策	● いじめアンケートの実施や児童生徒の日々の観察などを通して、いじめを早期に発見し、組織的に解決します。また、総務学事課及び各学校でいじめ防止対策推進委員会を開催し、いじめ防止のための対策を総合的に推進します。 ● 相談体制を充実し、学校と家庭との連携を図りながら、社会的自立の支援を行うとともに、家族等の心のケアも行います。 ● 授業などを通して、社会の規範を守る教育を行うとともに、犯罪につながる行為に対しては速やかに関係機関につなぎます。 ● すべての学校で、教室とは別に居場所となる部屋を用意し、教室に入りにくい子どもたちの居場所づくりを継続します。 ● 「市民のつどい」で、非行・被害防止に関する講演会等を開催します。 ● 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査を行います。	総務学事課 生涯学習課
思春期保健の充実	● 授業などを通して、性に関することや生命の尊さに関することについて学ぶ機会を充実し、正しい知識の普及啓発を行います。 ● 相談体制を周知します。	総務学事課
未成年の喫煙・飲酒・ 薬物乱用防止教育の 推進	● 授業などを通して、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの教育を進めます。	総務学事課
スポーツを通じた 子どもの体力向上の 促進	● スポーツ教室・大会や各種講座を開催し、子どものスポーツ活動を推進します。	生涯学習課
生涯学習の推進	● 小中学生を対象とした、こども情報誌の発行など、青少年の健全育成につながる情報を提供します。 ● 自然体験・環境学習などを取り入れます。 ● 授業などを通じて、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の充実に取り組みます。 ● 市民団体と連携しながら、自然体験型キャンプや伝統文化に親しむ機会を支援します。	環境整備課 総務学事課 生涯学習課

2. すべての親が子育ての喜びを実感できるまち

(1) 子育て支援の充実

① 相談・支援体制の充実

事業名	事業の概要	担当部署
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、松ケ原こども館）の充実	● 児童館的機能や保健センター的機能などを有する子育て支援センターどんぐりHOUSEを子育て支援の拠点施設とし、各種支援の充実を図ります。 ● さかえ子育て支援センターと松ケ原こども館は、講座や行事の充実に取り組みながら、引き続き事業を継続します。 ● 総合市民会館などで開催されている家庭教育・子育て支援事業の講座などの類似・関連事業と調整し、より効果的な事業のあり方を検討します。	福祉課 保健医療課
相談体制の整備	● 子ども家庭総合支援拠点の整備により、すべての子どもと子育て世帯の個々の状況や家庭環境などを踏まえたきめ細やかな支援・相談体制の確立を目指します。 ● 保護者間の交流・情報交換の場でもある「ふれあいサロン」（にこにこひろば・もぐぱくひろば）の内容の充実や、栄養相談や健康相談など保護者の育児に関する不安解消のための相談体制の充実に取り組みます。 ● 本市以外の相談窓口について、所管・関係機関と連携・協力し、周知を強化するとともに、様々なケースの相談者が気軽に相談できるような雰囲気づくりを心がけるなど、相談体制の充実に取り組みます。	福祉課 保健医療課
「ネウボラ」の実施	● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み（＝ネウボラ）を引き続き実施します。本市のネウボラは、市役所保健医療課に母子保健コーディネーター（保健師など）、子育て支援センターどんぐりHOUSEに子育て支援コーディネーター（利用者支援員＝専門研修を受けた保育士）を配置し、相互に連携しながら相談・支援・関係機関との連絡調整などを行います。	保健医療課

事業名	事業の概要	担当部署
《母子保健コーディネーターによる取組》	【子育て支援プランの作成】 ● 母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に作成します。支援プランは、必要に応じて見直し、修正を行います。	保健医療課
	【産前レター】 ● 全妊婦を対象に妊娠 5～6 か月頃に、パパママスクールの案内などを郵送し、同時に産前電話（妊娠 7～8 か月頃）の事前告知も行います。	
	【産前面談(電話連絡)】 ● 妊娠後期（妊娠 7～8 か月頃）に電話により、産後の支援体制などの確認を行います。また、必要に応じて、事前にサービスなどの案内・説明を行います。	
	【産後ケア事業】 ● 自宅での子育てに困難を感じている産婦に、心身のケアや育児に関するアドバイスが受けられるサービスを提供することで、母親の子育てに対する負担の軽減につなげます。「宿泊型」、「デイサービス型」、「母乳外来利用型」などの利用形態があり、サービスの利用料については一部助成があります。	
	【家事育児支援サービス】 ● 心身の不調や強い育児不安などによって育児や家事が困難になっている方に対して、ヘルパーなどによる家事等サービスを提供します。サービスの利用料については一部助成があります。	
《子育て支援コーディネーターによる取組》	● 子育て世帯などから日常的に相談を受け、個別のニーズに応じて様々な教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行います。子育て支援に関する情報収集や提供を行うとともに関係機関などに繋ぐ役割も担います。	福祉課
こども家庭センターの設置または設置の検討【新規】	● 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行い、すべての妊産婦・子育て世帯に対し、切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」を設置する予定です。	福祉課 保健医療課

② 情報発信の充実・強化

事業名	事業の概要	担当部署
情報提供の充実	● 市広報、ホームページ、フェイスブックなどの情報発信媒体を効果的に活用し、情報発信を強化するとともに、必要な方に必要な情報が届くよう、情報発信のあり方についても検討します。 ● 子育て支援センターなどの子育て関連施設のほか、公共施設や商業施設、各種事業・イベントなどの機会などにおいても、子育て支援に関する情報の発信と内容の充実に取り組みます。 ● 本市以外の団体などが実施する子育て支援に関する事業・活動を「市内の子育て情報」の冊子に掲載するほか、市の情報発信媒体を活用して周知を行います。 ● 放課後子ども教室などの情報発信と内容の充実に取り組みます。 ● 本市で実施している各種支援サービスや相談窓口等を紹介する「子育てガイドブック」を配布し、情報の周知を行います。	福祉課 保健医療課 生涯学習課

③ 遊びの場・学びの場づくり

事業名	事業の概要	担当部署
保育施設の開放	● 保育所や認定こども園のイベントに参加できるオープンデーを定期的に開催します。	福祉課
親子の遊び場づくり	● 令和 4 年度に移転・新設した子育て支援センターどんぐりHOUSE など、親子、子ども同士・親同士が集い遊べる屋内型の子育て支援施設や、晴海臨海公園やさかえ公園などの遊具のある屋外施設などの充実・利便性の向上に取り組みます。 ● 市内各地の公園について、子どもや保護者が気軽に楽しく遊べる地域の身近な場所となるよう、公園のあり方を地域住民と模索していきます。 ● ボランティア団体などが実施する、地域の身近な場所で乳幼児とその保護者が気軽に集い遊べる場を「子育てオープンスペース」として位置づけ、利用の促進に取り組みます。	福祉課 都市計画課

事業名	事業の概要	担当部署
図書館の自主事業・ 連携事業の推進	【おはなし会の充実】 ● 図書館における絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇などを行います。親子の集いの場としての役割を果たしていくため、事業内容の充実に取り組みます。 ● 新たなメンバーを確保できるようボランティア養成講座の実施を検討します。	生涯学習課
	【えほんでハートフル事業の推進】 ● 乳児健康相談（4 か月児健診）時の実施に重点を置くなど、事業内容の充実に取り組みます。	
公民館等の自主事業・ 連携事業の推進	【子育てに関する公民館講座】 ● 各公民館などで、子育てに関する講座を開催し、子育てに関する知識の習得や保護者の不安解消に取り組みます。 ● 福祉課・子育て支援センターと連携して地域のニーズの把握に努め、地域の公民館の特性を活かした講座の充実に取り組みます。 ● 保護者が「親の力」を学ぶ講座を開催し、育児力向上に取り組みます。	福祉課 生涯学習課

④ 経済的負担の軽減

事業名	事業の概要	担当部署
児童手当の支給	● 国の制度に基づき、適正な手当支給を行います。	福祉課
幼児教育・保育の無償化	● 国の制度に基づき、適正に実施します。	福祉課 総務学事課
こども医療費助成事業 の充実（事業名変更）	● 令和5年10月に、対象年齢を満18歳に到達した日以降の最初の3月31日までの子どもに拡充を行っており、令和7年10月からは一部負担金を無料とすることで、より子どもたちが安心して過ごせるように支援します。	保健医療課
ひとり親家庭などへの 経済的支援	【児童扶養手当】 ● 国の制度に基づき、適正な手当支給を行います。	福祉課
	【ひとり親家庭等医療費助成】 ● ひとり親家庭の父親または母親とその児童などに対する医療費を広島県の補助制度に準じて助成します。	保健医療課

事業名	事業の概要	担当部署
	【特定者用定期乗車券購入助成】 ● 児童扶養手当を受給している方が、通勤のため J R を利用する際、定期券を 3 割引で購入できる証明書を交付します。	福祉課
	【高等職業訓練促進給付金】 ● 母子家庭の母親や父子家庭の父親の就労支援や生活の安定のため、就労に必要な資格（看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、調理師ほか）の取得のための養成訓練の受講期間中の生活手当として、国の基準に準じて給付金を支給します。	
	【自立支援教育訓練給付金】 ● 母子家庭の母親や父子家庭の父親の職業能力の開発・向上に資する教育訓練講座の受講に必要な費用に対して、国の基準に準じて給付金を支給します。	
助産施設への入所	● 経済的理由で病院や助産所に入院して出産できない妊産婦が安全に出産できるよう、助産施設への入所を措置します。	福祉課
出産・子育て応援事業 【新規】	● 妊娠中から出産・子育て期までを安心して過ごしていただけるように「伴走型支援」を行い、併せて、経済的支援として、出産・子育て世帯に 10 万円（妊娠時に 5 万円・出産時に子ども 1 人あたり 5 万円）を給付します。（※令和 6 年度までは「出産・子育て応援給付金」として実施）	保健医療課
おむつ等宅配事業	● 生後 2 か月～満 3 歳（誕生月）の乳幼児のいる家庭に対し、子育て経験のある配達員が 2 か月に 1 回、乳幼児 1 人あたり 3,300 円相当のおむつやおしりふき等を届け、母子の健康状態の確認や相談対応、子育ての情報提供を行います。	福祉課
小中学校の学校給食費の無償化	● 米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として創設した「にこにこ子ども基金」を活用し、市内の小中学校に通う児童生徒の学校給食費を免除し、保護者の経済的負担を軽減します。	総務学事課
就学援助制度	● 経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費などの援助を行います。就学援助のうち、新入学児童生徒学用品費等については、申請時期によっては、入学前に支給します。	総務学事課

事業名	事業の概要	担当部署
奨学金貸付事業	● 就学を支援するとともに、有用な人材育成を図るため、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金の貸与を行います。	総務学事課
子どもの貧困対策支援	● 子ども食堂や学習支援などに取り組む団体の活動費を補助し、子どもの貧困対策支援に取り組みます。	福祉課

(2) 仕事と家庭の両立支援

① 保育体制・保育サービスの充実

事業名	事業の概要	担当部署
保育施設の量と質の確保	● 保育ニーズに沿った適正な規模の保育施設の整備を進め、効率的な運営を行います。 ● 保育の質の向上のため、保育士の積極的な研修受講を促します。 ● 保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育環境の改善や防災・事故防止などの取組をソフト・ハードの両面から進めます。 ● 引き続き保育補助員を市独自で配置し、保育の充実を図ります。 ● 子どもに接する仕事をする人の性犯罪歴をチェックする「日本版 DBS」の創設などを盛り込んだ法律（子ども性暴力防止法）が令和6年に成立したため、施行後は法律に則って対応します。	福祉課
保育サービスの充実	● 開所時間延長による延長保育事業の充実や一時預かり事業の充実に取り組みます。 ● 休日保育については、保育ニーズを踏まえて引き続き検討します。	福祉課
病児・病後児保育事業の実施	● 病児・病後児保育事業について、実施状況を把握した上で、ニーズを踏まえながら事業を継続します。	福祉課
認定こども園等の整備	● 大竹地区の公立保育所の認定こども園化や、私立の認定こども園の整備については、今後のニーズを踏まえて検討します。 ● 令和6年度から令和7年度にかけて、大竹保育所を改修します。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	● ファミリー・サポート・センター事業の定着・継続を図るため、支援の提供会員の確保に取り組みます。 ● 令和6年度に利用料金を値下げしており、引き続き活用しやすいサービスの提供に取り組みます。	福祉課

② 児童の安全・安心な居場所づくり

事業名	事業の概要	担当部署
児童の居場所づくり	● 保護者や児童のニーズを踏まえ、既存施設の活用を検討するほか、関係団体と連携・協力しながら、必要な児童の居場所を確保します。	福祉課 生涯学習課
放課後児童健全育成事業の充実	● 学校現場との連携を図り、子どもを預ける保護者の立場で安心して預けられる放課後児童クラブを目指します。 ● 利用児童の増加に対応するため、職員の確保に取り組むほか、小学校の余裕教室などの利活用を検討し、高学年を含めた利用希望者全員の受入れを目指します。 ● 利用ニーズに応じた多様なサービスを提供するために、民間活力の導入も含め検討します。	生涯学習課
放課後子ども教室の充実	● 希望する児童が安全かつ安心して放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、引き続き啓発活動を行い、地域ボランティア・支援者の確保に取り組みます。 ● 地域の実情に合った教室を開催し、地域コミュニティとの連携に取り組みます。開催に当たっては、余裕教室の利活用のほか、特別教室、体育館、校庭、図書室などの一時利用の促進に取り組みます。	生涯学習課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型の取組	● 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携できるよう必要に応じて調整します。	生涯学習課
おおたけっ子らんらんカレッジの実施	● 子どもや保護者を対象に、長期休暇等を利用して学校外での学習・体験活動の実施を継続します。	生涯学習課

3. 地域と市民が「子どもの育ち」と「子育て」に寄り添い、支えるまち

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

① 子育てバリアフリー化

事業名	事業の概要	担当部署
福祉のまちづくりの推進	● 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、妊産婦の方や乳幼児連れの方や障害のある子どもなどが利用しやすいよう、条例の対象となる施設の整備誘導を行います。	都市計画課

② 交通安全・防犯活動の推進

事業名	事業の概要	担当部署
交通安全活動の推進	● 保育所・認定こども園などにおいて、関係機関・団体と連携して交通安全教室の開催など児童の交通安全意識の向上に取り組みます。 ● 保育所などでの散歩ルート of 安全確保のため、国が進める「キッズ・ゾーン」の設定について、必要箇所や費用負担などを踏まえて検討を進めます。 ● 各小中学校において、警察、交通安全協会、PTA との連携により、交通安全指導や自転車の乗り方の指導を行うほか、授業などを通して交通安全教育を行います。 ● 警察や国・県・市の担当者、学校、PTA が一体となって毎年行う通学路の合同点検の実施を継続し、異常や危険箇所が見つかった場合は、優先順位を付けながら対応します。 ● 通学路で歩道がない箇所については、グリーンベルトの設置等を継続し、児童等の安全確保に取り組みます。 ● 各小中学校を中心に、PTA、警察、道路管理者、行政機関等が連携する大竹市通学路交通安全プログラムの取組を継続することにより、防犯・防災の視点も取り入れながら、児童生徒の登下校中の安全確保やあいさつ運動に取り組みます。	市民課 福祉課 土木課 総務学事課

事業名	事業の概要	担当部署
防犯体制の推進	● 保育所・認定こども園・幼稚園において、防犯教育や不審者対策訓練を実施するなど、児童の安全を守るための取組を行います。 ● 小中学校での授業などを通して防犯教育を行い、小中学生の防犯意識を高めます。 ● 防犯活動に取り組む各種団体と連携し、青少年の規範意識の醸成と、青少年の犯罪被害防止に取り組みます。 ● 「こども 110 番の家」の新規協力宅の増加に取り組みます。 ● 大竹市防犯連合会が青色防犯パトロール活動を実施しています。同連合会の活動には、市が補助金を出して支援しています。公用車に「子ども安全パトロール」のステッカーを貼って、「ながら見守り活動」を行って防犯対策に取り組みます。 ● 教育・保育施設などのほか、市内の必要な箇所への防犯カメラの設置について、警察や大竹市防犯連合会などの関係機関・団体と協議しながら進めます。 ● 令和7年度までに市営外灯（道路灯、歩行者灯）のLED化を進め、照度の向上に取り組みます。必要と認められる場合は増設も検討します。	市民課 福祉課 土木課 総務学事課 生涯学習課

③ 多世代の交流の場づくり

事業名	事業の概要	担当部署
多世代の交流促進	● 地域活動・行事などの中で、高齢者と子どもやその保護者が世代を超えて交流できる機会を促進します。 ● 公民館やコミュニティサロンなどの公共施設や、ボランティア団体などが実施する子ども・子育て支援の活動と連携し、地域住民と協力しながら多世代が交流できる場の構築に取り組みます。 ● スポーツ団体やスポーツ推進委員などとの連携・協力により、モルックなどの子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツの普及や、スポーツを通じて多世代が交流できる機会の充実に取り組みます。	市民課 地域介護課 福祉課 生涯学習課
学校施設などの地域開放	● 生涯スポーツの普及・振興、青少年の健全育成、地域住民のコミュニティづくりなどのため、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、小中学校の体育施設を市民に開放します。	生涯学習課

第6章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえて、「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。

本市では、教育・保育事業と、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を除く地域子ども・子育て支援事業については、市全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、各小学校区単位を提供区域と設定します。

■教育・保育事業

認定区分	年齢	保育の必要性		提供施設	提供区域
1号認定	3～5歳	なし	教育を希望	●幼稚園 ●認定こども園	市全域
2号認定	3～5歳	あり	保育を希望	●保育所 ●認定こども園 ●認可外保育施設	
3号認定	0～2歳	あり	保育を希望	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育事業 ●認可外保育施設	

※地域型保育事業：定員がおおむね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は主に0～2歳児となっています。

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		提供区域
1	時間外保育事業	市全域
2	一時預かり事業	
3	病児・病後児保育事業	
4	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	
6	地域子育て支援拠点事業	
7	利用者支援事業	
8	乳児家庭全戸訪問事業	
9	養育支援訪問事業	
10	妊産婦健診	
11	産後ケア	
12	妊婦等包括相談支援事業	
13	子育て世帯訪問支援事業	
14	児童育成支援拠点事業	
15	親子関係形成支援事業	
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
17	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区単位



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

2-1. 量の見込みの算出方法

本計画における量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査結果による利用意向を踏まえた量の見込案と、第二期計画期間（令和2年度～6年度）の実績によるトレンド値等を算出した実績値案など複数案による検討を行った結果、各案を総合的に判断し次のとおり量の見込みの設定を行いました。

2-2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及び利用希望、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえ、各年度における量の見込み及び確保方策を設定しました。

(1) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園）

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	141	130	119	108	97
確保方策	160	160	160	160	160
実績値(※)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	192	182	189	156	150

※本章における「実績値」は、第二期計画期間中（令和2年度から令和6年度）の実績値としています。

(2) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設）

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	209	206	204	201	198
確保方策	384	384	384	384	384
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	189	191	193	214	208

(3) 3号認定（0～2歳／認定こども園・保育所・地域型保育事業・認可外保育施設）

1) 0歳

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23	21	21	19	19
確保方策	58	58	58	58	58
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18	13	13	23	8

2) 1歳

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	79	79	79	79
確保方策	107	107	107	107	107
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	63	71	70	68	79

3) 2歳

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81	81	81	81	81
確保方策	126	126	126	126	126
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	139	87	91	90	81

4) 0～2歳（合計）

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	183	181	181	179	179
確保方策	291	291	291	291	291
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	220	171	174	181	168

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化や、通勤時間の延長等の需要に対応するため、保育所や認定こども園において、通常の利用日・利用時間以外の保育を行います。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	305	305	305	305	305
確保方策	人	440	440	440	440	440
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	216	204	267	298	305

(2) 一時預かり事業

1) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園において、教育時間の前後または長期休暇日等に在園児を預かる事業です。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	人日	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	2号認定	人日	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	合計	人日	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保方策		人日	14,600	14,600	14,600	14,600	14,600
実績値	1号認定	人日	5,044	6,295	6,128	4,534	5,000
	2号認定	人日	3,757	3,799	4,120	3,969	4,000
	合計	人日	8,801	10,094	10,248	8,503	9,000

2) 幼稚園型を除く

保護者が就労、傷病等で家庭での保育が一時的に困難となる場合や、リフレッシュを希望する場合等に、保育所や認定こども園で一時的に預かり、保育を行います。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
確保方策（一時預かり）	人日	5,070	5,070	5,070	5,070	5,070
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人日	1,573	1,500	1,385	1,056	1,060

(3) 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本市では、独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに委託して、病児・病後児保育室（愛称：にっしーくんハウス）を開設しています。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	231	251	272	292	312
確保 方策	病児・病後児 対応型	人日	720	720	720	720	720
	合計	人日	720	720	720	720	720
実績値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		人日	154	126	149	212	212

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本市においては、事業の定着を図るため、支援の提供会員の確保に取り組んでいます。

対象	項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～5歳	量の見込み	人日	27	27	27	27	27
	確保方策	人日	40	40	40	40	40
低学年	量の見込み	人日	26	26	26	26	26
	確保方策	人日	40	40	40	40	40
高学年	量の見込み	人日	10	10	10	10	10
	確保方策	人日	20	20	20	20	20
対象	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	実績値	人日	0	0	0	27	14
低学年		人日	0	0	0	26	26
高学年		人日	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童を養育している家庭の保護者が、疾病その他の身体上または精神上の事由等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、母子生活支援施設などで養育・保護を行います。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	17	17	17	17	17
確保方策	人日	42	42	42	42	42
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人日	28	0	5	1	17

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センターどんぐり HOUSE、さかえ子育て支援センター、松ヶ原こども館の3施設で実施しています。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回/月	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583
確保方策	地域子育て支援拠点事業	箇所	3	3	3	3
	その他	箇所	0	0	0	0
	合計	箇所	3	3	3	3
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人回/月	790	726	967	1,176	1,583

(7) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行います。本市では、基本型の事業を現在しており、令和8年度から基本型に加えて、こども家庭センター型（母子保健機能及び児童福祉機能）のそれぞれを実施予定です。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		箇所	1	1	1	1	1
確保 方策	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型 (母子保健機能)	箇所	0	1	1	1	1
	こども家庭 センター型 (児童福祉機能)	箇所	0	1	1	1	1
項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	基本型	箇所	1	1	1	1	1

※基本型：

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、一定の研修受講や実務経験を有する専門職員による当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの。

※特定型：

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすこと前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するもの。

※こども家庭センター型：

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を実施するもの。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に、保健師や民生委員・児童委員、主任児童委員などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	113	113	113	113	113
確保方策		人	120	120	120	120	120
実績値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		人	112	125	146	107	110

(9) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策	人	15	15	15	15	15
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	—	—	—	—	5

(10) 妊産婦健診

1) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では、母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を行っており、健康診査の受診を啓発・推奨をしています。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	155	151	146	141	136
	回	1,242	1,204	1,166	1,128	1,090
確保方策	人	160	160	150	150	140
	回	2,240	2,240	2,100	2,100	1,960
実績値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	247	229	221	164	160
	回	1,918	1,593	1,606	1,318	1,280

2) 産婦健康診査

出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を補助することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備しています。本市では、令和2年11月から開始し、1回の助成から開始しました。令和3年度からは、産後2週間と1ヶ月の計2回助成しています。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	140	140	140	140	140
	回	280	280	280	280	280
確保方策	人	150	150	150	150	150
	回	300	300	300	300	300
実績値	単位	令和2年度 (1回助成)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	人	45	142	148	111	110
	回	45	216	262	207	200



(11) 産後ケア

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。本市においては、令和7年度から訪問型の事業を実施予定です。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	量の見込み	人	14	14	14	14	14
		回	98	98	98	98	98
	確保方策	人	20	20	20	20	20
		回	140	140	140	140	140
日帰り型 (デイサービス)	量の見込み	人	14	14	14	14	14
		回	14	14	14	14	14
	確保方策	人	20	20	20	20	20
		回	20	20	20	20	20
日帰り型 (母乳ケア型)	量の見込み	人	56	56	56	56	56
		回	112	112	112	112	112
	確保方策	人	60	60	60	60	60
		回	120	120	120	120	120
訪問型	量の見込み	人	14	14	14	14	14
		回	14	14	14	14	14
	確保方策	人	20	20	20	20	20
		回	20	20	20	20	20
項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型	実績値	人	0	0	0	0	8
		回	0	0	0	0	22
日帰り型 (デイサービス)		人	0	0	0	0	0
		回	0	0	0	0	0
日帰り型 (母乳ケア型)		人	0	0	0	0	24
		回	0	0	0	0	24
訪問型		人	0	0	0	0	0
		回	0	0	0	0	0

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施する事業です。本市においては、令和7年度から事業を実施予定です。

項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	妊娠届出数	件	140	140	140	140	140
	1組当たり 面談回数	回/組	3	3	3	3	3
	面談回数合計	回	420	420	420	420	420
確保 方策	こども家庭 センター	回	420	420	420	372	372
	その他委託	回	0	0	0	48	48

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談や、家事・子育て等の支援を行う事業です。本市においては、令和8年度から事業を実施予定です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	34	34	34	34
確保方策	人日	0	40	40	40	40

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などへの支援や、健康管理等に関する助言といった生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への情報提供・相談支援などを行う事業です。本市においては、令和8年度から事業を実施予定です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	21	21	21	21
確保方策	人	0	25	25	25	25

(15) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、講義等の実施による親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を行う事業です。本市においては、令和7年度から事業を実施予定です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。本市においては、令和8年度から事業を実施予定です。

対象	項目		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の 見込み	必要定員数	人	0	3	3	3	2
		必要受入 時間数	時間	0	4,560	4,320	4,260	4,080
	確保方策	必要定員数	人	0	3	3	3	3
1歳	量の 見込み	必要定員数	人	0	2	1	1	1
		必要受入 時間数	時間	0	2,160	1,680	1,320	840
	確保方策	必要定員数	人	0	2	2	2	2
2歳	量の 見込み	必要定員数	人	0	2	2	1	1
		必要受入 時間数	時間	0	2,640	2,160	1,680	1,200
	確保方策	必要定員数	人	0	2	2	2	2

(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や長期休暇中等に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。本市では、ひかり児童クラブ（大竹小学校）、みどり児童クラブ（小方小学校）、あすなろ児童クラブ（玖波小学校）で実施しています。

対象	項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	量の見込み	人	104	103	102	101	100
	確保方策	人	105	105	105	104	104
2年生	量の見込み	人	87	86	85	85	84
	確保方策	人	87	87	87	88	88
3年生	量の見込み	人	59	58	57	56	55
	確保方策	人	59	59	58	58	58
4年生	量の見込み	人	23	23	23	23	23
	確保方策	人	23	23	24	24	24
5年生	量の見込み	人	11	11	11	11	11
	確保方策	人	11	11	11	11	11
6年生	量の見込み	人	5	5	5	5	5
	確保方策	人	5	5	5	5	5
全体	量の見込み	人	289	286	283	281	278
	確保方策	人	290	290	290	290	290
対象	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	実績値	人	94	80	95	94	105
2年生		人	89	82	73	87	91
3年生		人	67	58	68	57	62
4年生		人	23	17	29	34	14
5年生		人	4	10	6	7	11
6年生		人	2	2	4	0	6
全体		人	279	249	275	279	289



第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の強化

(1) 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議や情報共有、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどを行うため、必要に応じ、子ども・子育て会議を開催します。

(2) 庁内における連携

福祉、教育、医療など庁内における子育て支援に関する関係部局との連携を強化し、計画の実効性向上を目指し、効果的な計画の推進を図ります。

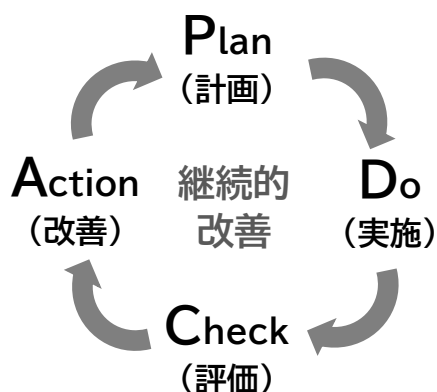
(3) 地域住民や関係機関との連携

地域における子育て環境の向上のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等の各関係機関との密接な連携が不可欠となります。市からの適切な情報発信の下、行政、地域住民、各関係機関が一体となった子育て支援の推進を図ります。

2. 計画の点検・評価

計画期間中においても、定期的に PDCA サイクルを通じた施策等の評価・改善に取り組み、地域のニーズに応じた柔軟かつ効果的な計画の推進を図ります。

《PDCA サイクルによる計画の点検・評価》



第 8 章 資料

1. 大竹市附属機関設置に関する条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市が設置する附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、委員の構成、委員の任期及び庶務担当は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第 3 条 附属機関の委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱又は任命する。

(委員の身分)

第 4 条 附属機関の委員が、別表の委員の構成の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第 5 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第 6 条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、第 3 条の規定により委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、附属機関の属する執行機関が招集する。

2 附属機関の会議は、委員(第 10 条第 1 項の規定により臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員(臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 必要に応じ、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 附属機関は、その決議により、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(臨時の委員及び専門の委員)

第10条 特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時の委員を置くことができる。

2 専門的な事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門の委員を置くことができる。

3 臨時の委員及び専門の委員は、附属機関の属する執行機関が委嘱する。

4 臨時の委員にあつては第1項の規定による特別な事項の調査審議が終了したとき、専門の委員にあつては第2項の規定による専門的な事項の調査が終了したとき、解嘱されるものとする。

(委員の守秘義務)

第11条 附属機関の委員、臨時の委員及び専門の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則 (略)

別表(第2条関係) ※抜粋

附属機関 の属する 執行機関	附属機関 の名称	担任する 事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	庶務 担当
市長	大竹市 子ども・ 子育て 会議	子ども・子育て 支援法(平成 24 年法律第 65 号) 第72条第1項各 号に掲げる事務 に関する調査審 議等	18 人 以内	(1)子ども・子育て支援に関する 学識経験者 (2)子どもの保護者 (3)子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者 (4)事業主を代表する者 (5)労働者を代表する者 (6)その他市長が必要と認めた 者	2 年	健康 福祉部

2. 大竹市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	団体名等	委員名
1	学識経験者	学校法人 常翔学園 広島国際大学（健康科学部社会学科）	西村 いづみ
2	学識経験者	大竹市小学校校長会	真鍋 和聡
3	子どもの保護者	フルムーンインターナショナル こども園おおたけ	茅原 史貴
4	子どもの保護者	大竹中央幼稚園保護者会	島田 妙
5	子どもの保護者	小方認定こども園保護者会	藤高 美香
6	子どもの保護者	大竹市PTA連合会	廣實 忠司
7	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	学校法人 大竹学園 大竹中央幼稚園	日域 究
8	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	大竹市保育連盟	大知 恭子
9	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	浴 肇
10	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	特定非営利活動法人 子育てハッピー ネットほのぼのん	中野 友加
11	労働者を代表する者	連合広島大竹・廿日市地区連絡会	梶山 恵
12	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	住居 里美
13	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	伊勢岡 薫
14	その他市長が必要と認めた者	大竹市青少年育成市民会議	寺岡 公章

3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
令和5年度	12月5日	【第1回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票に関する説明について
	1月16日～ 1月31日	● ニーズ調査の実施
	3月26日	【第2回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告について
令和6年度	6月26日	【第1回大竹市子ども・子育て会議】 ● 大竹市における現状と課題の整理について ● 大竹市における教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況について ● ヒアリング結果を踏まえた現状と課題の整理について
	9月26日	【第2回大竹市子ども・子育て会議】 ● ニーズ調査の自由記述及び子ども・子育て会議の意見を踏まえた対応に関する報告 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画における新規事業及び追加施策についての説明
	12月26日	【第3回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画素案に関する報告
	2月18日～ 3月5日	● パブリックコメントの実施
	3月13日	【第4回大竹市子ども・子育て会議】※書面会議 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画最終案に関する報告



第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月
大竹市 健康福祉部 福祉課 TEL：0827-59-2148